

環境社会配慮助言委員会 第142回 全体会合

日時 2022年11月7日（月） 14:00～17:26

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学人間社会学部
阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 准教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 東京サステナビリティフォーラム フェロー
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター (JACSES) 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平 (※)	拓殖大学 国際学部 教授
松本 悟	法政大学 国際文化学部 学部長・教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

(※) 会議室参加

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
中川 淳史	社会基盤部 運輸交通グループ 課長
衣斐 友美	東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課 課長
阿久津 謙太郎	アフリカ部 アフリカ第三課 課長
須之内 龍彦	南アジア部 南アジア第一課 課長
篠田 孝信	南アジア部 南アジア第一課 企画役

傍聴者

榎木 淳子	日本工営株式会社
市川 峻平	株式会社建設技研インターナショナル

○小島 では、ちょうど2時になりましたので、原嶋委員長から、開会をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 音声入っていますでしょうか。原嶋でございます。今日、前後の予定の都合で会議室からの参加でございます。音声入っていますでしょうか。どなたか、サインを送っていただけますでしょうか。入っていますね。

それでは、改めまして、第142回のJICA環境社会配慮助言委員会全体会合を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員のうち、柴田委員がご欠席でございますけれども、私を除いて、全ての委員の皆様がオンラインでご参加ということで、私を含めて20名の参加ということで承知をしております。よろしくお願いいたします。

それで、本日は助言文書の確定の案件が4件でございますので、若干タイトになるかと思っておりますけれども、それぞれのご発言、手際よくコンパクトにお願いしたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、まずワーキンググループのスケジュール確認ということで、既にお手元の資料に今後の予定がございますので、個別については参加したい、あるいは参加が難しいということについては、また事務局のほうにご連絡いただくということになろうかと思っておりますけれども、何か大きな点で確認などありましたら、ご発言いただきます。あと、事務局から、何かありましたらお願いします。

○小島 JICA審査部の小島です。

12月の予定も、皆さん、参加いただいておりますので問題ないかと思っております。年末が迫って、皆さん、ご予約入ると思っておりますので、そういう場合は、ぜひ早めにご連絡いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。何かご発言ありましたら、頂戴しますので、サインを送ってください。

それでは、次に進めさせていただきます。本日、案件、概要説明が1件ございます。セネガルのンダヤン多機能港開発マスタープランでございます。

それでは、ご担当、準備が整いましたら、ご説明お願い申し上げます。

○中川 委員長、どうもありがとうございます。JICA社会基盤部運輸交通グループの中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、今ご紹介にありました、セネガル国のンダヤン多機能港開発マスタープラン策定プロジェクト（開発計画調査型技術協力）ですけれども、こちらの概要について、簡単にご説明させていただきます。

次のスライド、お願いします。

説明項目、こちらに沿って、今日は説明させていただきます。

次のスライド、お願いします。

まず、事業の概要というところなんですけれども、本案件、西アフリカに位置しますセネガルという国において、ンダヤンという場所に新しい港湾を建設すべく、その開発計画のマスタープラン

を作成するものです。

まず、背景情報なんですけれども、セネガルの首都はダカールなんですけれども、このダカールには、西アフリカにおいてはコートジボアールのアビジャン港、ナイジェリアのラゴス港、これらに次ぐ大きな港ということでダカール港というものが存在します。

このダカール港なんですけれども、セネガルへの物流のみならず、内陸国であるブルキナファソとかマリとか、このような他国の貨物も扱う、西アフリカ、この地域にとって大変重要な港湾となっています。

この港で扱う貨物量は、近年大幅に増大しておりまして、より大きな船舶が寄港できるような深い水深が必要であったり、もしくはその効率的な荷役を行うための広い宿が必要であったりするので、市内中心部に位置していることから、拡張とか改修が非常に難しいという、そういう状況にあります。

このような状況を受けまして、セネガル国政府はダカールから約45kmほど離れたンダヤンという場所に新港を建設することを構想しまして、それを国家開発計画「セネガル新興計画」、PSEと申しますが、このPSEの優先プロジェクトの一つとして位置づけております。

このプロジェクト、本件、JICAのプロジェクトは、この構想を実現するための全体ロードマップや施設内容やアクションプラン等を含む計画を検討し、新港開発構想を具体化するための総合的なマスタープランを策定するための技術協力を我が国に要請してきたものとなっています。

なお、本件プロジェクトの特徴といたしまして、ドバイポートワールド、DP Worldと今後呼ばせていただきますけれども、このDP Worldのコンテナターミナル建設が先行していることが挙げられます。

DP Worldと申しますのは、中東のドバイに本拠を置く、世界屈指のコンテナターミナルの運営会社でありまして、今のダカール港、このダカールでもコンテナターミナルの運営を行っていますが、やはり、そこがかなり手狭になっているということで、ンダヤンへ移転することを決めておりまして、コンテナターミナル部分だけ、先行して計画が立てられていることになっています。今年に入って、実際に建設に着手しているという情報にも接しているところです。

つまり、JICA側としましては、ンダヤンにおける新港建設に係る開発マスタープラン策定に係る支援を行うものなんですけれども、このうち、DP Worldのコンテナターミナル開発に関する部分については、その計画を所与のものとして扱うこととしております。この点が少し特徴的な内容となっております。

次のスライド、お願いします。

こちらがプロジェクトの位置図になっております。

セネガルという国は、先ほどご説明しましたように、アフリカ大陸の西端に位置しておりまして、その中で首都ダカールは、大西洋に突き出た岬の部分に広がっております。

このダカール港は、さらに岬の先端に近い位置に位置しておいて、このように開発区域が非常に限られているというために、南東45kmほどある新港予定地と記載しているところですけれども、ンダヤンという場所に新港を建設する構想を計画した次第です。

次のスライド、お願いします。

こちらが新港開発予定地の現況の写真になります。

周辺は大西洋に面した、遠浅の海岸になっているところです。

次のスライド、お願いします。

こちら、改めまして、プロジェクトの概要になっております。

事業のスキームとしましては、開発計画調査型技術協力としております。

事業の目的なんですけれども、既存のダカール港の港湾機能を整理しまして、新しいロケーションにあるンダヤン多機能港の開発マスタープランを作成することによって、西アフリカのハブとなる港湾の建設を行うということに寄与するものということを目指しております。

対象地域にしましては、もちろんンダヤン港予定地域です。

相手国の実施機関なんですけれども、ダカール港湾公社、これは既存のダカール港を運営しているセネガル政府が設立した公社でありますけれども、ここが新しいンダヤン港も同じように運営するというので、こちらをカウンターパートとしております。

次のスライド、お願いします。

具体的な事業の内容としては、記載のとおりです。

まず、2047年を目標年度とする、新港開発マスタープランの策定を行います。このうち、2030年、比較的近い将来を目標年度とする短期整備計画というものを選定しまして、この短期整備計画に対して、Pre F/Sを行いますし、加えて、PAD職員の長期人材育成計画などについても協力を行います。

環境社会配慮関連の業務としましては、マスタープラン策定業務に対しまして、戦略的環境アセスメントを実施します。また、Pre F/Sに対しましては、環境社会影響への分析を行う予定であります。

次のスライド、お願いします。

こちらは参考までなんですけれども、ンダヤン港マスタープランとして、どのようなものが想定されるのかというのを、この図で見ていただいて、何となくイメージを持っていただけないかと考えています。

このうち、ちょっと、もしかすると小さいかもしれませんが、左側のほう、①と書いてある部分なんですけれども、こちらがDP Worldによるコンテナターミナルになります。冒頭、お話ししたように、こちらについては、DP Worldによって既に計画され、建設にも着手されているという状況です。

一方で、その反対側、右側にある②、③、④といった部分なんですけれども、これら、それぞれ、一般貨物とか穀物バルクとかROROターミナルなどを表していますけれども、これらの計画については、今回のJICAのマスタープランの中でしっかり調査、検討していくことになるということです。

次のスライド、お願いします。

こちら、マスタープランに対して、具体的にどのような項目で調査を行うかというところを記載しております。

ちょっと多いので、割愛させていただきますけれども、将来の需要予測を行って、マスタープラン、それからそれを実現するためのアクションプランを策定するという内容になっております。

次のスライド、お願いします。

こちらは、短期整備計画に対するPre F/Sに対して行う調査項目になっています。

こちら、具体的な対象施設は今後検討ということになりますけれども、それが決まりましたら、施設配置計画の検討から始まり、概略設計、概略の事業費の積算等を行う予定であります。

次のスライド、お願いします。

ここから、本件事業にて実施する環境社会配慮に関連する事項をご説明させていただきます。

まず、基本的な事項としまして、まず、本件は2022年3月31日以前に要請を受けたものになりますので、JICAの環境社会配慮ガイドラインの2010年4月公布版、こちらを適用して検討することとしております。

カテゴリはAとなっています。

環境許認可の手続ですけれども、セネガル国には、今回のような開発マスタープランを実施する際に必要な戦略的環境アセスメントがどのようなものかというのが定められておりますので、このセネガル国の法令に基づいた手続を実施することとしております。

まず、手始めとしましては、プロジェクトの概要と、あとSEAの環境アセスメントのTORを環境教育局というところに提出するところから始める予定であります。

次のスライド、お願いします。

次に、環境社会配慮に係る概要なんですけれども、これ、ちょっと若干複雑なんですけれども、本件事業では、黄色の線の枠内、こちらがDP Worldによるコンテナターミナルの建設予定地になっております。それから、緑線の枠内、こちらが同じくDP Worldによる開発が計画されているんですけれども、コンテナターミナル自体ではなくて、経済特区の開発エリアというふうにされています。

それから、そのほかの部分、青色の枠内ですけれども、こちらにも工業地域を含めまして、これらを含めて、今回のマスタープランの対象範囲としております。

なお、青線枠内の青色で塗り潰した部分、こちらにつきましては、PADが先行してSEAを実施していると、そういう状況にあります。

次のスライド、お願いします。

次に、ここがSEAの実施方針です。

先ほどお話ししたように、一部の部分について、PAD側が既にSEAを先行して実施しているために、まず、このSEAについてはレビューして、検討を進めていく形を考えております。

加えて、DP Worldによる開発区域、黄色と緑色で囲っていた部分ですけれども、これらも含めて、SEAを実施したいというふうには考えています。

ただし、黄色の枠線内、コンテナターミナルの建設エリアにつきましては、既にEIAが実施済みであります。セネガルの法令上、EIA実施済みのエリアにおいて、新たにSEAを実施できないというような話もあります。ですので、この点については環境教育局としっかり協議して、対象範囲を検討、決定したいと考えております。

次のスライド、お願いします。

検討対象とするのは、このような項目を考えております。

全体の話としましては、セネガル国法制度の確認とか代替案の検討とかスコーピング、情報公開等です。

また、埋立てを含む開発事業が計画されておりますので、開発に伴う周辺海域への各種影響ですとか、廃棄物処理とか騒音等についても検討する予定であります。

もちろん、生態系への影響、周辺保護区への影響についても検討します。

また、社会的な影響として、周辺の漁村への社会経済的な影響であるとか、住民移転とか用地取得、このようなものが発生するかどうかも含めまして、影響を検討したいと考えております。

次のスライド、お願いします。

今回、短期整備計画についてもPre F/Sを実施する計画ですけれども、こちら、先ほど説明しましたように、短期整備計画の対象施設自体はまだ決まっておられません。ですので、環境社会配慮への影響については、短期整備計画でその対象施設が決まってから検討することになりますけれども、可能性のある事業・施設としてはここに記載しているようなものがございます。これらに対して、やはり各種汚染ですとか自然環境への影響とか、社会環境への影響などが考えられますので、それらについて検討、対応したいと考えているところです。

次のスライド、お願いします。

助言いただきたい内容ですけれども、タイミングとしては4つ考えております。

マスタープランの作成段階におきましては、SEAのスコーピングの段階。これは来月ぐらいかなというふうに考えておりますけれども、これが第1回目。それから、SEAの報告書案ができた段階、これを第2回目と考えております。

同じように、短期整備計画につきましても、スコーピング案の段階、それからドラフト報告書ができた段階、2回の助言を求めることを想定しております。

次、お願いします。

最後にスケジュールの確認ですけれども、マスタープランにつきましては、12月にスコーピングについて助言をいただくということを考えております。そのうえで、SEAの作成を行って、来年度11月頃にドラフトレポートに対して、再び助言をいただくことを考えています。

短期整備計画につきましては、すみません、ちょっと漏れているんですけれども、スコーピングの段階で1度、それからその後、再来年の1月頃からPre F/Sを開始する予定ですので、そのドラフトレポートができる24年の4月頃に助言をもう一度いただきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました、ワーキンググループは来月、再来月ぐらい。非常に近い段階でありますので、それを踏まえてご発言いただきますけれども、3人程度でまとめてレスポンスをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、早速いただいておりますので、錦澤委員、お願いします。錦澤委員、聞こえますか。

○錦澤委員 はい、聞こえています。

ご説明ありがとうございました。

3点あるんですけれども、1点目は、多機能港ってありますけれども、その多機能というのはどういった内容なのかというのを教えてください。

それから、その多機能の内容にもよるかと思っておりますけれども、ある程度の、これ、これだけの規模の開発とかになると、電力供給も必要になってくると思っておりますけれども、そういった電力インフラはどういった計画になっているのかというのが2点目の質問です。

それから、3点目は事業サイトなんですけれども、10ページ目を見てもみますと、港湾から、海洋

のところ、右側である程度埋立てが起これると思います。

それで、一方で14ページ目だったでしょうか。これ、既にSEAをやったところということですが、けれども、海洋のほうの埋立てを含めた戦略アセスあるいは位置等の検討、そういったことはスコープに入るのでしょうか。その3点について教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、もう二方、ご質問等いただいた後、まとめてご対応いただきますので、源氏田副委員長、聞こえますでしょうか。

○源氏田委員 すみません、マイクがミュートになっていました。聞こえています。源氏田です。よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 お願いします。

○源氏田委員 ご説明ありがとうございました。

SEAのステークホルダーミーティングと申しますか、住民参加について伺いたいと思います。スケジュールを拝見いたしますと、SEAについては、スコーピング案の【★00:20:20~00:20:28】「音声聞き取れず」という形になっているんですけども。

○原嶋委員長 源氏田委員、ちょっと音声途切れしたので、質問、最初からお願いします。

○源氏田委員 はい、分かりました。SEAのステークホルダーミーティングというか、住民参加について伺いたいと思います。スケジュールのところを見ますと、助言委員会がSEAのスコーピング案の段階のところ、1回あり、その後、ステークホルダーミーティングが始まるという形になっているのですが、セネガルのSEAの制度上、スコーピング段階では住民の意見の聴取というのはないのでしょうか。セネガルのSEAの制度では、ドラフトレポートの段階だけで住民意見の聴取があるのか、あるいはスコーピングの段階とドラフトファイナルレポート、2回の段階で住民意見が聴取されるのか。そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、もうお一方、林副委員長、聞こえますか。林副委員長、お願いします。

○林副委員長 ご説明ありがとうございました。

○原嶋委員長 ちょっと声が。林副委員長、ちょっと声が小さいので、もう少しボリューム上げるなり、お願いします。

○林副委員長 聞こえますかね。聞こえていますか。よろしいですかね。

○原嶋委員長 はい、大丈夫です。

○林副委員長 説明ありがとうございました。

簡潔に。今回、全体資料の14ページに環境社会配慮の概要ということがあるんですけども、DP Worldとか、既に先行SEAとか、いろんな動いているものがある。今回、SEAということが、代替案とかでどのくらい、具体的なものと今回既に動いているSEAと、その関係を多分ワーキングの資料とかで少し分かりやすく整理したものを何か提示いただいたほうがワーキングのほうの方の議論がきちんとできるかなと思いますので、その点、SEAとして何を具体的にどう決めているのかというあたりについて、ほかとの関係がわかるように少し説明いただくような形ができるとよろしいのかなと。ワーキングでですね、と思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、林副委員長のお話はコメントということかもしれませんが、錦澤委員から3点と源氏田委員から1点ありますので、ご担当、お願いしてよろしいでしょうか。

○中川 はい。ありがとうございます。社会基盤部、中川から回答させていただきます。

まず、錦澤委員からあった、3つ質問いただいたと思います。

一つ目が多機能港とは何かというようなご質問だったかというふうに認識しました。私どものほうでも、多機能港という言葉を使うことは実はあまりないんですけども、いろんな機能がある港湾だということで、セネガル政府のほうから、PADのほうから、このような名前にしてほしいという要望があったものです。

コンテナターミナル、コンテナ取り扱いのみならず、バルクですとか一般貨物、それからROROという車、自動車ですね、を荷揚げするような、そういうような機能も想定されておりますので、そういった意味で多機能港ということを使っているのかと思います。

二つ目の電力インフラにつきましては、すみません、ちょっと現在のところ、電力インフラ状況について、しっかり確認できてはおりません。ただ、比較的近くには新空港ですとか、あと経済特区などもいくつかあるような場所ですので、電力供給、これらも踏まえて、全体的な調整がなされていると思うんですけども、新しい港湾につきましても、ちゃんと供給される十分な量があるのか等々含めまして、確認したいと考えております。

それから、12番目のスライドのところ、海洋区域について、何か、マスタープランのスコープに入っていないような形に見えるということかと理解しました。すみません、ちょっとこのスライド12の図につきましては、若干、マスタープラン全体の物理的な範囲をきっちり表しておりませんということで失礼いたしました。

黄色の枠線内、これはDP Worldによるコンテナターミナルが建設されているところですが、この向かい側に一般貨物等々の計画が想定されますので、この海域も含めて、今回のマスタープランの対象として考えておりますということをお伝えさせていただきます。

錦澤委員への質問は以上かと思います。

源氏田委員からご質問いただきました、スコーピング段階でステークホルダーミーティング等で住民の意見を聞かないのかということところです。すみません、ちょっと私、今はっきり手元で情報がありませんが。

榎木さん、すみません、もしこの点について情報をお持ちでしたら、ご提供いただけますでしょうか。

○征木氏 日本工営の榎木でございます。

源氏田委員からのご質問で、SEAの住民参加について、スコーピングの段階でセネガルの法律上、住民にステークホルダーミーティングをやるかどうかということなんですけれども、今実際に既に始まっている部分のSEAのレポートのドラフト版というのをちょっと見ているんですが、スコーピング段階でもステークホルダーミーティング、大きなものではないですが、個別の関係機関のヒアリングというのは既に実施済みなので、段階的にやっていく感じですね。全くスコーピングのときにやらないということではなく、スコーピングのときもやるし、ドラファイのときもやるという

ような位置づけになっているかという認識です。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、取りあえず承りましたので、あと、お三方、サインいただいておりますので、ご質問等いただきます。

石田委員、聞こえますか。

○石田委員 聞こえます。

○原嶋委員長 お願いします。

○石田委員 私からは3つあります。細かいことです。

まず、漁村がメンションされているんですが、漁村はたくさんあるんでしょうか。それが知りたいことですね。

それから、次は住民意見数というのはおおよそどれぐらいの規模で発生、具体的な数字があればいいんですけども、数百名とか数十名とか、どんな規模なんだろうかというのが2点目。

それから、3点目、道路のことが記載されていますけれども、こことダカールなどのにぎやかな都市との間で、物流の関係で新しく道路を敷設するとか、道路の改修をするとか、拡幅するとか、そういうこともあるんでしょうか。

以上、3点です。

○原嶋委員長 承りましたので、後ほどまとめて回答をお願いします。

阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 お待たせしました。

○原嶋委員長 お願いします。

○阿部（貴）委員 今の石田委員のご質問とその前の林副委員長のご質問とも関係あるんですけども、セネガルの漁村の場合は女性が魚市場で魚を卸のような形態で取引をするということが過去の案件でありまして、そちらのほうは、WID案件として、JICAさんも広報の対象として広く伝えていたということもあるんですが、今回もそのように女性が魚を取引しているといったようなこともあると思いますので、そのあたり的人数ですとか、あと取引額ですね。それから、生計回復手段として、例えば移転がされてしまうのであれば、このDPのほうの影響も含めて、一体どの辺りに移転になり、生計回復がどのように行われ得るのかといったあたりが気になっておりますので、よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

米田委員、聞こえますか。お願いします。

○米田委員 質問とコメントがあったんですが、質問はもう既にほかの方から出ましたので、コメントというか、お願いを申し上げたいと思います。

この場所が、残念なことにといいいますか、KBAのど真ん中にあります。今回の案件概要説明ではあまり生態系の話とか出てこなかったんですが、IBA、鳥の生息のための、ためというか、それを評価した生息地で、越冬する鳥の数が多いというような話のようです。ちゃんと調べていないので、そこはちゃんと調べていただきたいんですが。この予定地は河口部ということで、この河口部全体が大きく変わってしまうということで、その影響というのを見ていただきたいと思います。

また、そのKBAというのが、この海岸に沿って、かなり北のほうから南のほうまで細長いKBAに

なっていますので、ちょっと海流の流れとか、よく分からないんですが、ここに港湾を造ることによって、ほかの場所への影響、さらに南のほうにはラムサールサイトとか世界遺産とかあるんですけども、そこまでは影響しないかもしれないんですが、そういうところまで意識して調査をしていただきたいというお願いです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、もうお一方いただきます。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。鈴木です。

簡単に二つほどお話しさせてください。

1点目、漁村については私も気になったんですけども、先ほど、別の委員の方からありましたとおり、漁村の状況とか、どの程度の漁村があるのか、知りたいと思いました。

もう一つはJICAのほうにお伺いしたいんですけども、15ページになるんでしょうか。短期整備計画のところで、可能性のある事業・施設ということで7つあるんですけども、この可能性のあるというのがどの程度なのか、どの程度の見込みがあるのか、このあたりの今の段階での塩梅を教えてください。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、米田委員からのご発言はコメントとして、ちょっと重要なコメントだと思いますけれども、承りまして、あと、石田委員、阿部貴美子委員、鈴木委員からのご質問、対応お願いしてよろしいでしょうか。

○中川 ありがとうございます。社会基盤部、中川です。

石田委員からのご質問、3点あったかと思えます。

一つ目が漁港について、その規模とか数とかでしょうか。すみません、ちょっと今、詳細な情報は確認できてはいないんですけども、この地区、ンダヤン港の海岸地区について、周辺に漁村が点在しているというふうに聞いております。大小のものがあるのだとは思いますが、ちょっと詳細は確認させていただきたいと思えます。

住民移転の数については、これも今後確認させていただきたいと思っておりますけれども、まず、DP Worldの事業用地につきましては、今得ている情報では60件強の移転が生じる見込みであるというふうに聞いております。それ以外の地区につきましても一定程度生じる可能性があるというふうに認識しておりまして、その数、規模について、しっかり確認させていただきたいと考えております。

3点目のご質問、道路整備に関しましては、首都ダカールから、それなりの距離が離れておりますけれども、ダカールから南のほうに通じる幹線、高速道路とっていいのかわかりませんが、比較的立派な道路が既にもう建設されているところです。新しく港湾が整備されましたら、その高速道路といわれるところまでのアクセスについては必要になりますし、それはDP Worldの事業の中でも検討されているところです。

石田委員からの質問、3点に対してお答えいたしました。

それから、

○原嶋委員長 女性の就労の問題。

○中川 そうですね。分かりました。女性が漁村におきましても、卸だとかという、そういうのをされているということで、その人数とか額とか、必要に応じて、生計医回復の手段だとかにつきまちはしっかり確認させていただきたいと思っております。

最後に、鈴木委員から、漁村の状況につきましては、すみません、先ほど既にお答えさせていただいたように、ちょっとまだ今、詳細な情報は確認できておりませんが、漁村が点在する状況でありますので、それらの状況もしくは女性の参加につきましても含めて、しっかり確認させていただきたいと思っております。

最後に、短期整備計画の可能性のあるものということですが、ここに記載していただいている可能性のある事業・施設としては、この港で整備が考えられるものとして挙げたものであります。

正直、どれが想定のもがあるという、現段階で想定のもがあるというわけではありませんので、今後、マスタープランを策定していく中で、可能性のあるものを、随時検討、絞り込んでいくというようなことを考えておりますので、今のところ、非常に高い可能性のあるものというものもありませんし、なさそうなものということも特に考えておりません。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

先ほど、錦澤委員からご指摘のありました電力の供給、あと石田委員、そして鈴木委員から、そして阿部貴美子委員のご発言にも関連しますけれども、漁村の状況と、そこでの女性の就労の問題について、若干まだ情報が不足しておりますので、ワーキンググループの段階では情報の提供をお願いします。

貝増委員、聞こえますか。お願いします。

○貝増委員 はい、聞こえます。

私から質問なんですけれども、DP Worldのほうがコンテナターミナルと、あとアクセス道路のDIAのほうを作成済みということで開発開始となっているんですけれども、そのスケジュール感を教えていただきたいということと、あと、例えば、コンテナターミナルを造ったときの、特にこの黄色いところだと浚渫が行われると思うんですけれども、その影響がこのJICAのほうの事業のほうとどう関連してくるのかということも少しちょっと気になりました。

以上です。

○原嶋委員長 じゃ、今の点、お願いしてよろしいでしょうか。

○中川 中川です。

すみません、ちょっとだけ確認させていただきます。ちょっとお待ちいただけますでしょうか。ありがとうございます。

まず、DP Worldの事業のスケジュール感なんですけれども、私、説明の中で建設に着手したというふうに申しました。実際、着工式のようなことはやっているんですけれども、実際にはまだ具体的な作業は始まっていないというようにも聞いており、若干、もしかして遅れているのかなという理解です。なので、ちょっと若干、スケジュールにずれはあるかもしれませんが、現在のところ、聞いているところでは、2025年までの完成を目指しているというふうに聞いております。

それから、浚渫等に関しましては、我々も非常に気になっているところです。環境社会配慮面も

そうですし、港の機能を維持するために十分な水深を航路、岸壁ともに確保しなければいけないので、新しい施設を建設した場合、砂の動きが変わるとするのは非常に気になっているところですので、今回、港湾空港研究所の方にも入っていただきまして、実際に少し砂がどういうふうに動くのかということもしっかり検討をする体制を整えて、この事業に臨んでいるところであります。

ただ、DP Worldの施設、防波堤を含めまして、これについては基本的にもう所与のものとなっておりますので、これを大きく変えることは難しいので、これがどういう影響を与えるのか。その与える影響をどう軽減していくことができるのか、軽減する必要があるのか、していくことができるのかということ、今回のプロジェクト、計画を要していきたいというふうに考えています。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、全体としては、先ほど林副委員長からご指摘ありましたけれども、いくつかの事業が重なり合っておりますので、その全体の関係をもう少し明らかにするような情報のまとめ方をワーキンググループまでをお願いしたいということと、先ほどいくつか、電力、漁村など、若干情報が今の段階では十分ではない部分がありますので、補足をお願いするというので、12月のワーキンググループということでご協力をお願いしたいと思いますけれども。

残り、もし何か、どうしても確認したいことがありましたら、ご発言頂戴しますけれども、委員の皆様、いかがでございましょうか。

では、一応、今回これで締めくくりさせていただきますので、近々、ワーキンググループでございますので、準備のほうをよろしくお願ひします。ご参加いただく委員の皆様、まだちょっと決まっておりますけれども、ご協力お願い申し上げます。

それでは、一応、本件、ここで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○中川 どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、先ほどちょっと4件と申し上げましたけれども、本日3件の助言、文書の確定がございまして、早速、移ります。

まず、1件目がカンボジア国のプノンペンの洪水制御・排水改善事業の案件でございまして、本件につきましては小椋委員に主査をお願いしておりますので、準備が整いましたら、小椋委員からご説明をいただきますので、よろしくお願ひします。小椋委員、聞こえますでしょうか。

○小椋委員 はい、聞こえます。小椋です。

それでは、このカンボジア国プノンペン都洪水防御・排水改善事業の協力準備調査に関するワーキングの報告並びに助言の確定をここでご審議をお願いをいたします。

本件ワーキングですが、10月21日金曜日に行われました。

東委員、石田委員、山岡委員と私の4名で審議をいたしました。

引き続き、助言に早速入らせていただきます。

全体事項ですが、これは実は同地域で中国政府が同じようにプレックノット川の河川改修をやっておるということで、不可分一体ではないというふうにJICA側では考えられていたんですけれども、その改修工事の関連施設が含まれていないことをドラフトのファイナルレポートできちんとすることという助言が1点。

それから、代替案の検討で2点ございます。

前提条件の変更も予想されるところ、チェングエッグ湖の全面埋立ての可能性を有識者や現地関係者等、地域の専門家へヒアリングを行い、懸念点、その対策案を提示することが1点。

それから、各排水区における排水路の位置の検討、比較では、既存の水路の改修なのか、あるいは新設なのかを地図上に明記して説明を加えた上で、代替案の検討を見直すこと。

この2点でございます。

それから、社会配慮で3点ございます。

土地建物の権利関係については登記情報を確認するとともに、同国、カンボジアの土地法、カンボジアの土地法では5年間平穩に居住することで所有を認めるというふうになっておりますが、に準拠した権利者の特定を行うとともに、借家人や借地人のように登記情報に記載されない権利者なども含めて、現地でのヒアリング調査を行うよう、実施機関と十分調整し、RAP、住民移転計画に反映することが1点。

それから、移転を余儀なくされる住民のうち、近傍類地での移転を望む住民にはできるだけ近傍での代替住居をあっせんするような仕組みをつくるよう、実施機関と協議するとともに、堤防敷地の有効活用も検討するよう、実施機関と調整することということで、これは日本のスーパー堤防みたいな事業スキームを参考にさせていただいてはどうかという補足を私からしております。

それから、3点目でございますが、土地を持たずに農作業に従事する人たちや水耕栽培に従事する人たち、素掘りの排水路や水辺を小規模な漁業活動を含め、様々な目的で利用する人たちへの影響を慎重に調べ、必要に応じて、彼らに不利益とならないような緩和策を講じるよう、実施機関に申し入れること。

以上3点が社会配慮で、全体で6点の助言を出させていただいております。

引き続きまして、論点でございますが、論点、2点出てございます。

プレックノット川の一体不可分の累積的影響についてですね。中国政府が支援するプレックノット川改修事業と本事業の不可分の一体及び累積的影響の関係について、JICAより、プレックノット川改修事業はプノンペン市の洪水被害防止のための堤防のかさ上げ、護岸整備を行うものであり、本事業による事業効果の発現がなくても成立することから、不可分一体の関係には当たらない。水質汚染、追加的な累積的影響が発生することは現時点では想定されないという説明を受けておりますが、これに対して、委員からは、本事業の排水区の排出先がプレックノット川であるため、本事業の事業対象地への影響について確認すべきとの指摘があって、助言1としてまとめられたということで、いわゆる本事業の一体不可分と中国政府の援助事業との関係性について、論点として挙げられております。

もう一点目、これも同様の観点ですが、同一事業対象地における他の援助機関、これ、中国事業のプレックノット川改修事業を指しますが、JICA事業の環境社会配慮上の整合性について指摘があった。JICAより、環境社会配慮上の整合性確保に向け、各ドナー、援助機関への情報収集や連携を図っているが、必ずしも全てのドナー、援助機関の協力を得られているわけではなく、引き続き、関係者への情報収集に努める旨、説明があったということで、同一地域の中での一体不可分の話と他のドナーとの関係性については論点で挙げられております。

以上でございます。

このワーキングにご参加いただきました委員の先生方から、補足等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、東委員、石田委員、山岡委員、もしご発言ありましたら、頂戴しますので、サインを送ってください。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 石田です。

論点2について、これ、私が指摘させていただいたというか、疑問に挙げて、ここに書いていただいたことになるんですけども、カンボジアの平原は、各国の支援別とか事業別に関係なく、まさしく平原で不可分一体なので、これを包括的に見る必要があるというのは誰しもうなずけるところだと思うんですね。

ところが、一方で、やっぱりお話をお聞きすると、JICAさんのほうでは中国側にも働きかけを積極的に行っていただけということも理解しましたので、ドナーによる考え方が違うということもあって、現実社会はそんなに簡単にはいかないということも理解はいたしています。

私からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、ご参加以外の委員の皆様から、ご発言、ご質問等ありましたら、頂戴いたしますので、サインを送ってください。

私から話しますけれども、ちょっと1点だけ。6番目の助言のところの2行目のところの文章が若干長いというか、あれなので、もし、可能であれば、「水辺を」の後に括弧を入れて「小規模な漁業活動を含め」でまた括弧を入れることが可能か。小椋主査、ちょっとご意見頂戴できればと思っています。全体の意味を直すということではありませんので、1点。これが1点です。

ほか、委員の皆様、何かご発言ありましたら、頂戴いたします。基本的には、よく練っていただいているというふうに感じておりますけれども、何か、確認事項ありましたら、頂戴しますので、サインを送ってください。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。鈴木です。ご説明ありがとうございました。

細かい点なんですけれども、先ほどの不可分一体のところ、状況はよく分かりました。私がJICAいたときも別の国で同じような状況があったので、その経験から、細かいんですけれども、お話しさせていただきたいのは、論点の2番目の環境社会配慮において、ほかの援助機関との調整なんですけれども、関係者から情報収集をするのはもちろんなんですけれども、これって、情報収集しただけだと、最悪、両方共倒れになってしまうこともあるので、助言のほうの書きぶりに合わせて、「実施機関に調整をする旨、申し入れる」というふうに、ちょっと書いたほうがいいのかというふうに思いました。助言ではなくて、論点になりますので、書きぶりはあまり大事じゃないかもしれませんが、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 私のほうは、先ほど委員長のほうからご指摘があった、6番の助言の中を括弧で囲む

ということに対して異論ありませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○原嶋委員長 今、鈴木委員からのご指摘の点。論点ということですので、そこまで書き込むかどうか。もし、受け止めありましたら、どちらか、お願いして。JICAのほうでどちらかお願いしていいでしょうか。論点ということですので、そこまでアクションについて記載の必要があるかどうかですね。相手は中国ということですね。

それでは、その前に阿部貴美子委員、ご発言お願いしていいでしょうか。阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。

助言の6のところに「影響を慎重に調べ」ということがございまして、私も影響を慎重に調べていただきたいということがあります。それは、移転が起きた場合の移転先なんですけれども、女性が移転先で生活していく上で、通勤が非常に長くなって、夜間になって危険になったりとか、あるいは家の周りの道路が舗装されていないために不衛生な環境になったりとか。あと、夜間に移転先で街頭が少なく、歩くのが危険といったようなことがないように、その影響ということで、移転先について条件を調べていただきたく、お願いいたします。

○原嶋委員長 コメントとして承ります。ありがとうございます。

ちょっと、先ほどご指摘の点があります。ちょっと、若干、時間頂戴できますか。

○石田委員 石田ですけれども、ちょっと発言してよろしいですか。

○原嶋委員長 すみません、ちょっと今、こちらの意見の調整をしておりますので、若干、時間頂戴してよろしいでしょうか。ちょっとお待ちください。

○石田委員 じゃ、後ほど。はい、分かりました。

○原嶋委員長 それでは、今ご指摘のあった点、ちょっと、担当から受け止め、お願いします。

○衣斐 お待たせいたしました。担当課より、ご説明申し上げます。

論点2の中で「関係者への情報収集に努める」というふうに記載させていただいておりますが、その結果、他国が行っている事業による懸念点ですとか、それに対抗する対策に関しても取りまとめまして、助言の1番と2番のところに書いてございますが、DFRで記述をするですとか、先方実施機関への提示をするだとかという形で書かせていただいております、ここの部分で論点2のところで情報収集した結果として考えられる事項には実施機関に伝達をしていくという形での対応を取りたいというふうに思っております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、取りあえず、いただきましたので、あと二方、阿部委員、山岡委員からサインいただいておりますので、順次、お願いします。

阿部直也委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○阿部（直）委員 阿部です。

JICAの方に伺います。この事業では、いわゆる電力を使ったポンプを使って排水を促すというか、行う予定になっているのでしょうか。

○原嶋委員長 ちょっと、後ほどまとめていただきますので。

山岡委員、聞こえますか。お願いします。

○山岡委員 山岡です。

先ほどのJICAのご担当の説明に対するコメントというような位置づけです。この論点の1と2及び助言の1、2というのは非常に関係する話でして、これについては、先ほどJICAのご担当の方からご説明ありましたように、現場では中国政府あるいは援助機関等々は非常に連携は図って、打合せをしようとしているんだけれども、なかなか中国政府がそういうことに乗ってこないというような状況を想像できるんですけれども、そういう現状を踏まえて、このような助言、論点が作成されたということでございます。

あえて、私が論点ということで会議で申し上げたのは、やはり今後もこのような中国政府とか、あるいはドナーとの不可分一体に近いような事業に対しては、いわゆるルールとしては整理されていると思うんですけれども、なかなか現場ではうまくいかないという現状は結構あるわけですし、むしろ、これをどうするのかというのが今後のやはり援助の課題かなというふうに理解しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、聞こえますか、ご発言。石田委員、聞こえますか。

○石田委員 はい。先ほど、阿部貴美子委員のご発言で女性への配慮が、夜間での危険性だとか通勤時間の長さというのは、今回、私たちの助言には入っていないんですね。この指摘は貴重だと思いますけれども、そうすると、全体会合で出てきたこの段階で、先ほどの阿部貴美子委員から出てきたコメントはどのような扱いになっていくんでしょうか。それが知りたくて、発言してみました。

以上です。

○原嶋委員長 分かりました。

阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 ご指摘いただいた点、大変貴重な点でございますけれども、今の助言の中で対応をすることも可能かとも思いますけれども、あえて、何か文言として付け加えたい、あるいは、今の内容で十分、十分といいますか、対応可能か。そのあたりのご意見を一言いただけますか。

○阿部（貴）委員 現状ですと、社会配慮の助言のところに、女性であるとか、あるいはジェンダーというところへの言葉が見当たらないということがありますので、そしてまた、私が申し上げたところが、内容が、ちょっと5と6の間に関わるようなことになります。そのあたりでどちらに、女性の移転先での、代替地での問題というふうに5に入れるのか。でも、そこに入れる場合ですと、実施機関との調整ということになりますので、やはり6のほうに入れていただければいいのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。6のほうに。

○原嶋委員長 はい、分かりました。

まず、先ほどちょっと、阿部委員からご指摘のあった電力ポンプの問題についてはお答えできませんか。じゃ、お願いします。

○衣斐 担当課より、回答申し上げます。

排水区がいくつかございますけれども、排水区によって、ポンプを使用する箇所があるという計画です。

ポンプは全て電力を使用します。

以上です。

○阿部（直）委員 あえて再度質問しませんが、電力を必要とするポンプの有無を質問したのは、ポンプに依存した低平地域における排水システムはポンプに依存し、仮にそのポンプが機能しないと、かえって居住地周辺に水が滞留し、悪臭などが生じる懸念があると思われました。あと、別の点も意見したかったのですが、排水路にたまるゴミの清掃の仕組み、あるいはルールを設定しないと、排水機能が低下すると思います。今後ご確認いただければ幸いです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、小椋主査、いかがでしょうか。阿部貴美子委員から、6のところで女性あるいはジェンダー、ちょっと言葉がなかなか、私もあれですけども、今のご指摘の点で。具体的には、利用する人たちというところで、特に女性に対する配慮ということなんでしょうけれども、何か妙案がありましたらと思いますけれども、ご検討いただけませんか。その前に、谷本委員からもご指摘あります。

○小椋委員 ご指摘を賜りました助言案の文章には、二つ論点があったと思うんですね。一つは代替地周辺が暗かったりとか、治安上よろしくないという観点が一つと、もう一つは通勤で不便を来すような遠いといったご指摘を賜ったと承知しておりますが、その2点を入れるとすれば、まず1点目、街灯がちゃんとあるようなところというのであれば、特にジェンダーに配慮した安全な代替地のあっせんというところが1点というのを6の助言に、どこか入れたいなと思います。

それと、通勤が遠くなる云々という話であれば、5でこれも私が提案しているんですが、近傍類地というところの中で、通勤に支障を来さない近傍類地という言葉に含まれるのではないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 そうですね。谷本委員、聞こえますか。

○谷本委員 谷本です。よろしいですか。

○原嶋委員長 お願いします。どうぞ。

○谷本委員 ちょっと、ワーキンググループのメンバーの方々に聞きたいんですが、助言の6の1行目の真ん中に「水耕栽培」という言葉があるんですが、これ、温室を使ったような、水をコントロールする肥料等、そういうふうになんか高度な栽培形態のことを指すのか、あるいは、粗放な畑作で畝間のかんがいを行うような粗放な栽培方法、そういうふうなものではないかなと思うんですけども。ちょっと、ワーキンググループのメンバーの方々に検討していただくとありがたいと思います。水耕栽培という、ちょっと言葉が気になるものですから。

以上です。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっといくつか指摘がございますので、まず、阿部貴美子委員からのご指摘の点、阿部貴美子委員、聞こえますでしょうか。

○阿部（貴）委員 はい、聞こえます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 今ちょっと、若干、整理ができていない状況ではあるんですけども、ご意見がコンパクトな形で反映できるようなことで、今努めているわけですけども、具体的に、今、小椋主査からもご指摘ありましたけれども、5番、6番のところの修正で、何か具体的な、何かご提案があ

れば大変ありがたいんですけども、いかがでしょうか。今ちょっといくつか挙がっているものの、取っかかりのキーワードを画面上に入れていただいているわけですけども。あと、事務局のほうからのご提案あると思いますので、何かありましたら、頂戴したいと思います。

続きまして、高橋課長、お願いしてよろしいでしょうか。

○高橋 JICA審査部の高橋です。

助言を修正いただいても、事業部としてしっかり対応できるのであれば良いと思う一方、原則としてはワーキンググループ会合で資料をもとにさまざまな観点を確認したうえで、助言案がセットされているため、基本的には助言案は修正することなく、本全体会合の議事録として残すことでご了承いただけないでしょうか。

阿部委員からいただいたご指摘に対しJICAとして対応しない、対応できないということは全くないと思いますが、全体会合で、ワーキンググループ会合で必ずしも議論しなかったジェンダーの話が新たに入ってくることは避けられないかと思えます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ワーキンググループでの原案も阿部委員のご提案も方向性としては同じでございますので、だんだん細くなってくるのをどこまで拾い上げるかということでございますので、阿部委員、いかがでございますでしょうか。阿部貴美子委員、いかがでしょうか。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。

今、ご説明いただいたように、議事録に残していただけるということと、あとはJICAさんのほうで対応の可能性があるというようなことでしたので、今回は手順の順番も、確かにおっしゃるとおり、既にもう固まった助言案ですので、この助言案を今ある形のまま残していただくような形でよろしく願いいたします。今あるというのは、私のジェンダーの発言が入らない形ですね。最初にご提出していただいたような形でお残しいただくということで、お願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

東委員、聞こえますか。

○東委員 はい。聞こえます。

○原嶋委員長 お願いしていいでしょうか。

○東委員 先ほどの水耕栽培の件なんですけれども、私からご説明してもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、お願いします。ちょっと声を大きめ、ボリュームを大きめでお願いします。

○東委員 はい。ちょっと待ってください。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、大丈夫です。

○東委員 この水耕栽培というのはこの地区で多い、洪水農法というんですか。雨季から乾季に移るときにだんだん水が引いていくんですけども、その水の差を稲、特に陸稲ですよね、陸稲なんかを植えたりしてやっていくのを水耕栽培というふうに理解していたのではないかなと思うんですけども。コンサルタントの方は、それで、この理解でよろしいんですね。水耕栽培。洪水農法のことですよね。ちょっとコンサルタントの方の説明の補足ということで。

○原嶋委員長 こちらでいただきますので。じゃ、ご担当の方、お願いします。

○市川氏 ご理解のとおりで大丈夫でございます。

○東委員 ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと若干、いくつかご意見が混乱しましたけれども、まず、阿部貴美子委員のご提案については、原案と方向性としては同じということで、あえて、今回は現状のままということではどうかということですが、この点が1点。

あと、水耕については、今ご説明のあったとおりでございます。

小椋主査、こういう形になっておりますけれども、何かご意見ありましたら、頂戴したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○小椋委員 いえ、特にございません。阿部貴美子委員からも、貴重なご意見を賜りましたので。ただ、今後、ワーキングから全体会合に上がった時点でなかなか助言案というのが修正しにくいとか、そこは今後の課題ということで。もちろん議事録には残していただくということなんですけれども、そこは今後の課題として、我々、持っておかなくちゃいけないのかなというふうには思い、これ、進め方としてなんです、思いました。

以上です。

○原嶋委員長 助言案を全体会合で修正を加えるという余地は十分あるわけですが、今回については方向性も同じで、全体を包括しているということでご容赦いただきたいということだと思いますので、ご理解いただければと思います。

○小椋委員 はい、承知しました。

○原嶋委員長 それでは、ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員でしたっけね。先ほどございましたけれども、他の援助機関との関係については、助言1の中での対応と論点2との関係で、今、担当あるいは山岡委員からのご説明がいただいておりますので、ご理解いただけましたでしょうか。鈴木委員、聞こえますでしょうか。

○鈴木委員 はい、鈴木です。ありがとうございます。

いろんな援助機関の協力を得られているわけではないという言葉だったので、ちょっとすごい大変だなと思うんですけれども、事情、よく分かりました。何か、この会議を引き延ばす意図はなかったんですけれども、ご丁寧なご対応をいただき、ありがとうございました。

以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、大変貴重なご意見、頂戴いたしましたけれども、今画面にあるとおり、助言文を確定させたいというふうに考えております。何か最後、この件については最後になりますけれども、ご発言ありましたら、頂戴いたしますので、お願いします。

それでは、本件、今画面にあるとおりの形で助言文を確定させていただきます。どうもありがとうございました。

小椋主査、どうもありがとうございました。

○小椋委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと、こちらで換気も含めて、7分かな、20分から再開ということで、若干休憩を取らせていただきます。15時20分再開でお願いします。こちらの時計では15時20分ですね。お願いします。

15:11休憩

○原嶋委員長 それでは、時間になりましたので再開させていただきたいと思っておりますけれども、準備よろしいでしょうか。音声のほう届いておりますでしょうか。

それでは、次は二つ目になりますけれども、助言文書の確定ということでアンゴラ国の南部送電系統増強事業ということで、本件につきましては寺原委員に主査をお願いしておりますので、寺原委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○寺原委員 寺原でございます。

アンゴラ国南部送電系統増強事業協力準備調査ドラフトファイナルレポートに対する助言案を、ワーキンググループで取りまとめましたので、全体会議においてご審議いただければと思います。

本案件は2020年1月に案件の概要説明会がありまして、2020年4月にスコーピングのワーキンググループを開催して、そのときの助言が2020年5月に確定されております。今回のワーキンググループはドラフトファイナルに対するワーキンググループでございまして、10月31日の月曜日、石田委員、柴田委員、私、錦澤委員、松本委員の5人で参加させていただきました。このうち石田委員はスコーピングの際にも参加されています。本日は柴田委員を除く4人がこの会議に参加しております。

それで早速助言のほうに参りますが、82の質問を委員よりいただきまして、それぞれご回答いただきました。その後、いくつかの質問とその回答に対する答えを基に助言案を作成させていただいております。助言は全部で11件、全体に関するものが4つと環境配慮が2件、社会配慮が5件というふうになっております。

1番は、送電線ルート代替案の検討に当たっては、影響世帯数をはじめ可能な範囲で定量的な比較を行った上で選定基準を明確にし、ファイナルレポートに記載することということで、これは代替案の検討はいろいろされていたんですが、定量的なところが見当たらないということで、全体の影響世帯数もどっちが多いのか、どれくらいの規模なのかというのが分からない。大規模、小規模というご説明はありましたけれども、なるべく可能な範囲で定量的な表現でやってくださいということであります。

2番目は、攪乱という用語が具体的に意味していることを明らかにし、ファイナルレポートに記載することということで、disturbanceという言葉、または二次的攪乱という言葉もありましたが、意味的に不明確な部分があるので明確にしてくださいということです。

3番目は、コンポーネントの追加を行うに至った経緯と追加コンポーネントに関する代替案の分析をFRに記載することということで、これのスコーピングが終わった後にコンポーネントが追加されているという案件でございます。そこに関しましては、ドラフトファイナルをいただくまで委員会のほうでは審議したことがないということで、これも後のほうの論点のところでもちょっと話題になっております。

次、4番、既設のルバンゴ変電所は使用を継続し220kVへの昇圧が構想されていることを、ファイナルレポートに記載することということであります。これは既設の変電所は使用を継続することが明確になっていなかったということです。

5番、バードストライクについての緩和策とモニタリングをFRに記載することということで、バードストライクについては、明確に記載している部分がドラフトファイナルになかったというふう

に認識しておりますが、実際には谷筋にルートを設定するなどの配慮もあります。ただ、送電線自体にはマーキングをしない。コストまたは技術的な理由でしないということでしたが、そのことを理由とかも含めて記載していただきたいということでございます。

6番は、将来的に本事業地の近傍あるいは事業地に重なる形で鳥類保護区と環境保全区が指定された場合、プロジェクトは原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならないというJICAガイドラインの方針を確認し、追加調査を実施することを相手国の政府に求めることと、これも指定された場合ということですので、今のところぎりぎり、非常に地図上でも交錯している部分が分かりにくかったんですが、ぎりぎり重なっていないのですが、将来的に指定された場合ということでもあります。これは必ずしもあり得ないということではなくて、非常にあり得るという理解でございます。

7番については、遊牧・放牧民など季節移動をする人々の把握を含め、特定が難しく予測できなかった影響が及ぶ可能性については、都度確認し、協議の場を設けるなどして、現場の状況に応じた補償や工事計画の見直しなども検討するよう、実施機関に申し入れることということですので。これも住民協議などは行われているのですが、季節移動をする人たちが把握されていないのではないかとのご指摘がありました。これに関して、なかなか遊牧・放牧民を対象にしたヒアリングは難しいと思いますが、これも協議の場を設けるなどしていただけるとありがたいということでございます。

8番、工事期間中に万一地雷・不発弾が発見された場合には、その除去作業に要する期間は契約上の工事期間に含まれない旨、FRに記載することということですので。これも地雷撤去作業というのは非常に予見し難い作業でございまして、これが発見された場合には工事期間をその分延長、含まれないですね。含まれないということでしたので、これも明確に書いていただいて、それが工事業者のほうのペナルティー等にならないようにしていただきたいということでもあります。

緩和策の費用負担者についてFRでは一貫性のある記述にすることということですので、緩和策を誰が負担するかということに対して、ドラフトファイナルのところではぶれがあったというか、こっち側の請負業者が負担するのはおかしいというような表現もありますし、全体的に一貫した表現にしていきたいということでございます。

10番は、アンゴラ国の地方農村部の多次元貧困状態にある世帯の割合が87%と高いことに鑑みて、鉄塔位置やルートが最終化される前にそれら世帯が被影響住民に含まれることが確認された場合は、生計回復支援を含めて適切に対応することを実施機関に申し入れることということですので、これは現在の調査の段階では多次元貧困状態ということがきちんと確認されていない。支援を要する場合がありますけれども、多次元貧困状態というふうには特定されていないので、それが認定された、確認された場合には対応をお願いしたいということでございます。

11番、補償内容の決定を伝統的リーダー（ソバ）による調整や関与を踏まえて行うに当たっては、当事者の意向が十分に反映されたものになっているか、ステークホルダー協議やコミュン政府担当者など、多面的な観点から確認し進めることを実施機関に申し入れることということですので、これも補償の決定となるような住民協議は、伝統的リーダーを主な窓口として、その他のチャネルも使いながら協議を行っていらっしゃるということなんですが、伝統的リーダーの声が大きい場合には、ほかの声の小さい人たちの声が届きにくいという状況があるのではないかと懸念がございま

た。ですから、今もそのチャネルだけではないんですけれども、反映させていただきたいということでございます。

次、論点のほうに参ります。1番の代替案の検討につきましては、代替案の検討に関し委員から、①住民移転・用地取得の規模等、可能な範囲で定量的な比較検討を行うこと、②事業区間の長い事業の代替案検討に当たっては、分割の根拠を示しつつ区間ごとに影響を評価し、代替案の検討を行うこと、スコーピングワーキンググループ後にコンポーネントの追加や変更が行われる場合には、再度スコーピングワーキンググループを開催し、ドラフトファイナルレポート段階での代替案検討の手戻りをなくすよう努めることとの指摘がありました。

①番は先ほどの助言のほうと関係しています。特に可能な範囲で定量的な比較検討を行うことと、ガイドラインの表現にのっとっております。

②のところの事業区間の長い事業の代替案検討に当たってはということですが、今回の場合は全体で200km、非常に長い整備区間のルートがございまして、それはいくつかの選択肢、代替案で検討されているんですが、それも本来であれば一括で200km全部というよりは、いくつか分割して、こっちとこっちは長所があると書いていただいたほうが分かりやすいのではないかとということになります。

③については先ほどのスコーピングですね。コンポーネントの追加が行われている案件について、本来であればもう一回スコーピングのワーキンググループを開催すべきではないかという意見で立てた論点でございました。

2番の住民協議で出された意見の将来の協力事業への反映、委員より、本事業の住民協議を通じて出された深刻な干ばつ被害や食糧不足による困窮に対する支援ニーズに対し、本事業とは直接関係しないものの、JICAとして先方政府と協議し将来の支援の検討に生かすべきであるという提案がありました。これに対しJICAより、現地住民の要望を踏まえ、相手国政府と当該分野での今後の協力可能性を協議していく旨回答したということですが、非常に深刻な干ばつ被害及び食糧不足の中で、この事業の住民協議などを行っていただいたわけですが、それでも電力に関しての住民協議なんですけれども、ほかの支援へのニーズなどが出てきております。それが結果の中にも出てきているので、それは本事業とは関係しないんですが、何らかの形でそういうニーズに対応するような当該分野の支援があればいいのではないですかというお話でございます。

次、最後の社会的弱者に対する社会配慮についてということで、委員より、事業地における社会的弱者の特定においては、多次元貧困状態にあるか確認したうえで対応策を検討すべきとの指摘があった。これに対しJICAより、本調査では多次元貧困状態に該当する人々が被影響住民の中には確認されなかったが、詳細設計段階でROWを最終化し、被影響住民が確定する予定である旨回答した。委員からは、アンゴラ国の地方農村部の多次元貧困状態が87%であることに鑑み、被影響住民の特定を慎重に行い、多次元貧困状態にある人々が確認された場合には、生計回復支援を含め適切に対応すべきとの発言があり、助言10としてまとめられた。これは先ほどの助言10のところと関係しておりますが、多次元貧困状態にある人というのがないわけではないけれども、多分そういう形では特定がされていなかったということです。今後慎重に行っていただいて確認された場合には、適切な対応をお願いしたいというのが助言10でございます。

以上でございますが、参加いただいた石田委員、錦澤委員、松本委員、追加で何かございますで

しょうか。お願いします。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 ありがとうございます。論点の1の代替案検討に関してというところなんですけど、今回いただいたDFRでは、そこに書かれているように、長い長さの送電線で区間ごとに区切って代替案の検討というのがなされていないのが、少し残念だったと思ったんで、それは社会的なことについてはほかの委員の方が述べておられますので、私から言いたいのは、東西方向にエコリージョンが帯状に区分されていきという、非常に分かりやすいというか、多様性の高い地域だと思うんですけども、そこに対して区切る形でエコリージョンごとに見ていくというようなことをすれば、もう少し別の情報も得られたかなと思いますので、ぜひ代替案検討に関しては区分けで検討していただきたいというふうに思います。

もう一点だけ、論点と助言を離れて、今では論点にも助言にもならないことについてはFRに記述しますという形で残していくのが普通になっています。それで、私の質問やコメントに対してFRに記述しますと書いていただいたのは7か所あったんです。だからもちろん私だけじゃなくてほかの委員の方もおられますから、それが相当な数にこうやって残っていくんだと思います。次に委員会がある場合には、例えばスコーピングの後でDFRの検討がある場合には、助言に対する対応表というのはDFRの段階で頂けますけれども、SCで、スコーピングでDFRに記述しますと書かれた分に対しては必ずしも回答がもらえないんで、DFRのときは見逃す可能性もあるんじゃないかなということも思いますので、そのあたりは何かいい案があれば検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

後ほどまとめて受け止めをいただきますので、ほかのご参加いただいた委員、錦澤委員、松本委員、いかがでしょうか。

それでは、ほかの委員に広めまして山岡委員、お願いします。

○山岡委員 山岡です。ご説明ありがとうございました。

社会配慮の8番目についての質問です。この計画段階での話では、この南部のほうではあまり地雷とか不発弾がないだろうというようなご説明が、JICAからあったと思います。お聞きしたいのは、ここで万が一発見された場合、この工事期間に含まれないというのは、これは当然だと思うんですけど、1個だけ地雷が埋められているというのは通常ないので、例えばこういう可能性があれば、発見された場合は再調査をすとかそういう可能性もあると思いますが、ここでは、まあまずないだろうという前提でこのような考え方でよろしいのでしょうか。要は、今想定される地雷とか不発弾のレベルとも関係するんですけども、この辺についてワーキンググループあるいはJICAからちょっとご説明いただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 後ほどまとめて対応させていただきます。

小椋委員、聞こえますか。お願いします。

○小椋委員 小椋です。

JICAの事業部の方もしくは調査団の方に教えていただきたいんですけども、この送電線の下がもし耕作地だったりする場合は、工事完了後は再び耕作地として使ってもいいんでしょうか。あるいは、それに関して何か補償とかはあるんでしょうか。特に耕作地として使えない期間、農業補償とかがあるんでしょうか。あるいは、住宅でも使っていていいとかというのはどんな法制度になっているのかなというのが気になります。教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

米田委員、聞こえますか。お願いします。

○米田委員 助言の2についてワーキングの方に伺いたいんですが、今の助言の表現があまりにも漠然としているように思えて、その攪乱という用語がどういう文脈で使われているのかとか、何かもう少し追加していただけないかなと思ったんですけども、ちょっとどういう状況なのかが分からないなと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、まず石田委員からいただいたFRの後ほどの対応の件は審査部からで、あと事業部かな、お願いしてよろしいでしょうか。

○小島 まず、石田委員からのご質問に対して小島からお答えします。

当然ながら助言として残していただく、あるいはDFRに記載する、FRに記載するという回答は、ワーキンググループでやっているものです。助言に書いていただいたものについては、その後の助言対応結果という形で皆さんにご説明させていただいています。FRに書いたかどうかというところは、報告書の公開をもって皆さんに回答するというところになっていると思います。ただ、その報告書の公開の時期のタイミングまでは皆さんにお知らせしていないというところだと思います。そこは事の重要度によって対応を変えているというところで、あえて助言対応のところのDFRに記載するというところを全部抜き出して、また改めて皆さんにご説明するというところまではしていないというのがこれまでの対応で、私自身はそこは、ワーキンググループに参加された皆さんと対応した私たちの間の一定の理解として、そのままいいんじゃないかなと考えています。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、山岡委員からの不発弾の問題と送電線下の土地利用の問題について、ご担当からお願いしてよろしいですか。どうぞ。

○松本委員 原嶋委員長、不発弾のことについてはワーキングのほうでも議論したので、答えていいですか。

○原嶋委員長 ちょっと今こちらの対応とあれしますんで、順番でちょっとお待ちいただけますか。

○松本委員 ただ、山岡さんの質問は、助言案にそういうことが書いていないからではないかと思ったので、ワーキンググループで答えたほうがいいんじゃないんでしょうか。

○原嶋委員長 ちょっと今両方、今、事業部の方がお話し中なので、今ちょっとだけお待ちいただけますか。

それでは、まず松本委員からご発言いただいてよろしいでしょうか。すみません。それでは、不発弾の件、どうぞお願いします。

○松本委員 すみません、これは助言案に対しての全体会合なので、基本は助言案の中身について

お答えするのはワーキンググループがいいんじゃないかと私は考えているんですが、不発弾についてはドラフトファイナルレポートの中はかなり、もし見つかった場合はこういう対応をするということは詳細に書かれています。ただ、書かれていなかったのは、その間が工事期間に含まれてしまった場合、実は工事期間がこれ短いので、その間相当ほかの配慮が手薄になる可能性があるんじゃないかというふうに私は考えて、このような助言案を提案して、ワーキンググループではこのように書いていただいたということですので、今、山岡委員にご質問いただいたところは、ドラフトファイナルレポートの中はかなり書かれていました。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の点を除いてありましたら、事業部から対応、受け止めをお願いしていいですか。

○阿久津 ありがとうございます。JICAアフリカ部の阿久津と申します。

今ほどの松本委員からのご回答にもありましたとおり、ドラフトファイナルレポートにおきまして、基本的に工事の開始前に地雷・不発弾の探査・除去作業などをしっかり行うというところを記させていただいております。その証明書が発行されない限り工事の開始はなされないということになっておりますので、ただ、それでも万が一見つかったときには、ご指摘どおり改めて必要に応じて再調査なども考えられるものと考えております。

取り急ぎご回答、以上です。

○原嶋委員長 あと、耕作地の件ですね。

○阿久津 続けてJICAアフリカ部より回答いたします。

耕作地または住宅などとしてまた再利用が可能かというところでございますけれども、工事の実施中はそれぞれ補償が行われまして、工事の終了後は再び耕作地または住宅として差し支えない範囲であれば、そのまま使用も可能であると、また、範囲によってそこが使用が不可能な場所である場合には、それぞれ代替のところが補償されるというところになっております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、米田委員からご指摘がありました2番目の攪乱という用語の件ですけれども、石田委員、聞こえますか。

○石田委員 はい、聞こえております。

○原嶋委員長 これ若干唐突な感じはあるんですけれども、補足することが必要か、あるいはその点のご意見もしありましたら頂戴したいと思いますけれども。

○石田委員 分かりました。こういうことなんです。今、米田委員からご指摘を受けてもう一度急いで確認してみたんですが、DFRに攪乱という言葉が28か所出てきます。それで例えばDFRで二次的な攪乱というような言葉が書いてあって、それは森林の奥に人々がアクセスしやすくなって森林資源が持って行かれるというようなことだというふうな回答は回答表でいただいているんです。そのほかにも別の箇所では、私がお攪乱は何なのかと推測したときには、文脈から考えて生息域の減少みたいなことに当たるのかなという攪乱もありました。28か所全てを確認していませんけれども、これは攪乱では多分文脈によって攪乱の、そういう用語よりももう少しきちんと正しく具体的に書いたほうが読み手にとっては分かりやすいし、環境影響評価の意味があると思ったので、こう

いうことを書かせていただきました。

英語版も見たんですけれども、英語版もやっぱり、英語版は二つあって、今回事業実施機関が二つあるんです。二つESIAがあるんですが、両方ともdisturbanceという言葉を使っていて、それが10か所以上両方にも出てくるということなので、恐らくそちを見ていただいて文脈から判断できるような言葉に置き換えないと、攪乱だけでは一体何が起きているのかということとは分からないというふうに思います。もし助言案をこれでは分からないということであればそういうふうに、攪乱という用語がその文脈あるいはその意味するところにおいて具体的に何を意味するかというようなことに変えることになるんでしょうかね。

取りあえず私からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

錦澤委員、聞こえますか。

○錦澤委員 はい。

○原嶋委員長 どうぞご発言をお願いします。

○錦澤委員 最初の石田委員から、FRで反映させますという対応についての指摘の点なんですけれども、今回いろいろ指摘をして、FRで対応しますというそういう回答でそういう対応になるというのは、それはそれであると思うんですけれども、今回内容を見ていてちょっと問題だなと感じたのは、いくつかの図が非常に判読ができないようなレベルの図が出てきていて、それで特に代替案の検討なんかで凡例が分からないと、これについてもFRで差し替えますという回答で、私もそれを見たときに、あれっと思ったんですが、実際はワーキングでわかるようなきれいな図を出していただいたのでよかったんですけれども、そういった議論するに当たって必要な情報についてはワーキングまでに対応していただく必要がありますし、そのことを回答表に書いていただいたほうがいいかと思います。

それから、その図の作り方で解像度が、入手した情報の解像度が低いのでこういう図になったというようなそういうような説明も、どこかに書かれていたと思うんですが、オリジナルの例えば地図の図の解像度が低くなるというのはある程度やむを得ないと思いますけれども、代替案の検討で例えばルートですとか、その凡例の文字の情報ですとか、それは解像度とは関係なく判読できるようなものを作っていただくということはできるはずですし、それは最低限していただきたいなということを感じましたので、そのことをお願い事項としてお伝えしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

米田委員、聞こえますか。

○米田委員 はい。先ほどの助言2番の件です。さっきのお話で状況がよく分かりました。それで提案としては、攪乱という用語が「頻発するが」とか「多用されているが」とか、「それぞれについて具体的に意味することを」とか、何かちょっとそういうことを付け加えてはいかがでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは具体的には今、攪乱という用語がそれぞれの箇所で具体的に意味するところと、そんな感じですね。よろしいですか。用語がそれぞれの箇所で意味するところ、そんなような趣旨かと思

いますけれども、米田委員、いかがでしょうか。あと寺原主査、そして石田委員ですね。もしあえて加えるとすればそういう趣旨だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石田委員 石田ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○石田委員 米田委員がおっしゃっていただいたように、「頻発するが」とか「多用されているが」という言葉を入れることは、私はベターだと思いますので、「頻発するが」でいかがでしょうか。米田委員、ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、今画面に手直しの案を入れていただいておりますので、このあたりで少しご確認いただければと思います。

寺原主査、いかがでしょうか。

○寺原委員 頻発という何かちょっとネガティブなニュアンスもあるので、「多用されているが」でいかがでしょうか、米田委員も使われた。

以上です。

○原嶋委員長 「多用されているが」、ですね。そういう趣旨ですね。

○寺原委員 以上です。

○原嶋委員長 米田委員、石田委員、そして寺原主査、いかがでしょうか。

○石田委員 石田ですけれども、「多用されているが」で異存ありません。

○米田委員 米田です。いいと思います。

○原嶋委員長 はい。

それでは山岡委員、小椋委員からご指摘のあった点、ご回答いただいておりますけれども、この点いかがでしょうか。山岡委員、小椋委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 ご回答ありがとうございました。

先ほど不発弾についてのご説明でしたけれども、これは地雷も同様な状況ということでよろしいんでしょうか。1点だけ確認です。

○原嶋委員長 それでは小椋委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○小椋委員 今、頂戴したご回答でよく分かり理解できました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 今、山岡委員からいただいた点、ちょっと補足でお願いします。

○阿久津 JICAアフリカ部、阿久津です。

ご指摘どおり不発弾と地雷、両方ともとなっております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、1か所ちょっと修正をさせていただいておりますけれども、今画面に出ております助言文ですね。これが今の段階での到達点になりますけれども、こういう形で確定をまずさせたいというふうに思っておりますけれども、何かご意見がございましたら頂戴いたします。

それでは、今画面にあるとおり、2番について若干修正をさせていただきましたけれども、ワーキンググループでのご議論いただいた結果を踏まえて、今表示のとおりで助言文を確定させていただきたいと存じます。あと論点については、今既に出ておりますのでご確認いただければと思います。

何か、本件については最後になりますけれども、ご発言ございましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

それでは、本件これで助言文書の確定を締めくくりとさせていただきます。寺原主査、どうもありがとうございました。

○寺原委員 寺原です。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 ご担当の方、ありがとうございました。

○阿久津 どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、会議室のほうは準備が整いましたので、3つ目の助言文書の確定についてご議論いただきたいと思います。インド国のパトナムetro建設事業の案件でございます。本件につきましては田辺委員に主査をお願いしておりますので、まずもって田辺主査からご説明をいただきたいと思います。

田辺主査、聞こえますでしょうか。

○田辺委員 聞こえます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 お願いします。

○田辺委員 はい。まず本件ワーキンググループですが、二宮委員、長谷川委員、米田委員、それから私、田辺の4名で議論を行いました。まずこの助言については、一部委員側とJICA側で合意に至らなかった箇所がございますので、まずはそこからご説明させていただきたいと思います。

まず論点のほうを開いていただいてもよろしいでしょうか。まず事実関係といたしましては、住民移転が既に補償を伴わない形で生じているということで、ガイドラインで求めている事前の補償等の項目が満たされていない、乖離があるということが、まずこの案件では生じています。委員側としましては、融資決定、意思決定に当たってはこの乖離を埋めることが必要ではないかというふうに考えておりますので、補償支払いが開始されて支払いの努力が概ね尽くされている、つまり支払いが最終的になされたかどうかというのは、支払いを受け取る側の手続の問題等もあるので、それを全部求めてしまおうとなかなか厳しいものになってしまうので、実施機関側として支払いの努力が概ね尽くされているということを確認した後に意思決定を行うべきというふうに指摘をしています。

他方、これに対してJICA側からは、このガイドライン上では特に支払いの実施は求められていないということと、この手続にはかなり時間がかかるという等々があって、支払い前の準備段階で概ねその手続がなされているということで良いのではないかというような意見があり、この点については、助言の8番で、この括弧の部分でJICA側の提案としているというところで残っています。

助言の最初のほうに行っていただいて、ほかの助言について説明させていただきたいと思います。

助言1については、インドということもあって著しい所得の格差とか社会階層等の乖離がある中で、多様な参加の機会を安全に確保するということを助言で求めるということにしています。

助言の2番目は、代替案検討での評価項目というのが重みづけをされて最終結論に至っているわけですが、FRの作成に向けては、その重みづけを様々な形で感度分析を試みて分析していただきたいということがあります。

それから助言の3番目は、特に気候変動への適応を考慮すれば、洪水予測については100年周期のオプションを優先的に検討してほしいということを働きかけていただきたいという点です。

それから4点目は、Key Biodiversity Areaの鳥類の集団営巣地が重要生息地としてあるということ

ですので、そのモニタリングの方法については再検討をしてほしいということです。

それから5点目は、建設中の工事時間がdaytime、6時から10時となっているんですが、やや幅広い時間帯であって、早朝とか夜間の作業というのはできるだけ避けていただきたいということです。

それから6番目に行っていただいてよろしいですか。社会配慮のほうに入りますが、プロジェクトのインパクト評価のポジティブ、ネガティブの理由をきちんとFRに記載してほしいと。

それから7番目については、補償について一部の住民が合意に至っていないということと、それから複数の訴訟がこの件で生じているということから、ガイドラインで求められている社会的合意や法令遵守が適切に確保されるよう、十分な調整を働きかけてほしいということです。

8番は先ほどの説明のとおりです。

それから9番については、女性の参加についてインド特有の制約要因を考慮して、意見が得られやすい参加方法について配慮してほしいということです。

以上、それから論点の2番目のほうを説明させていただければと思いますが、これは助言のほうには反映されてはいませんが、環境社会関連費用の経済財務分析、これについて、環境社会関連の費用を可能な限り定量化して事業費に確実に計上すべきであるということで議論がありました。

以上です。ほかの参加委員の方から補足がありましたらお願いします。

○原嶋委員長 米田委員、長谷川委員、二宮委員、もしご発言、追加、補足がありましたら遠慮なくご発言いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

参加の委員の皆様が特になければ、石田委員からご発言の希望がありますので、石田委員からのご発言を頂戴したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうかね。

じゃ、石田委員、お願いします。

○石田委員 委員長、ありがとうございます。

助言の4番で。

○田辺委員 石田委員、ミュートになっています。

○石田委員 ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。失礼しました。

じゃ、最初から繰り返します。助言の4番なんです。KBAが重要生息地として評価されていることでこの助言がなされているということは理解できました。その上で「本事業が影響を与える」という、どのような影響なのかというようなことについてもう少し教えていただければと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 ちょっとまとめて対応します。

小椋委員、お願いします。

○小椋委員 小椋です。

以前、デリーメトロでも同じようなことを聞いて大変恐縮なんですけれども、JICA事業部の方もしくは調査団の方にお教えいただければありがたいです。2点ございます。

助言案にもありますとおり複数の訴訟が生じているという、この訴訟の争点は何なんだろうというのを1点。

それから2点目で、これも同じく日本と同様に大深度地下のような似たような法律があったりするんでしょうかということが2点目です。要は権利をどこまで深かったら取らないといけないのかとか、取る必要はないのかとかいうような点が気になります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

林副委員長ですね。林副委員長、聞こえますか。

○林副委員長 林です。説明ありがとうございます。

簡単な話です。助言の1番と2番ですけれども、1番は社会配慮がいいのかなと、ただ、ほかの意図があれば。2番については代替案の検討というのが普通はあるんですけれども、そちらのほうがいいのかなと思っているんですが、何かほかの意図があればということです。

以上です。

○原嶋委員長 承りました。

松本委員、聞こえますか。お願いします。

○松本委員 松本です。ありがとうございます。

田辺委員が、座長が最初に言った点が気になっているんですが、これはJICA、特に審査部に伺いたいんですが、ガイドラインの2010年版20ページの2ポツに書かれている、補償は事前に行わなければならないという文言の解釈ですね。これ補償の支払いはという解釈ではなく補償の準備がとかそういう解釈なのか、つまり、この「補償は」、ちょっと間にありますが、「事前に行わなければならない」という点に対する審査部の解釈を伺いたい。

それと同時に、例えば世界銀行ESSの5番目もtimely compensationという言葉を使っているわけで、JICAの側がタイムリーというふうに考えるのはどういう場面なのかということ伺いたいと思います。もちろんこのワーキンググループが出している助言案論点ということに含まれているので、さらに言う必要があるかどうかというところではありますが、ただ、これはガイドラインの遵守に関わることなので、仮に既にこういうことが起きていて、ガイドライン違反であるという異議申立が起きる可能性もあるということ踏まえすと、やはりこの助言委員会全体会合においてJICA側のこれに対する解釈を、ワーキンググループだけではなく全体会合の議事録の中で残しておいていただく必要があるというふうに思いまして、この質問をさせていただいております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、阿部貴美子委員のご発言をいただいた後、少し議論させていただきますので、よろしくをお願いします。

阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 はい、ありがとうございます。

テクニカルな質問なんですけれども、助言案の社会配慮、6番のところなんですけれども、こちらのほうについては、特にどの部分のインパクト評価を可能な限りFRに記載するというような、何か特別な特に書いてほしい部分があるのかどうかですとか、あるいは、あえてこのような「可能な限りFRに記載すること」というふうにこちらに書かれているというのに、何か特別の理由のようなことがあるのかということをお伺いしたいと思います。ワーキンググループの委員の方をお願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、石田委員からご指摘のあったKBAに対する影響について、もし米田委員、ご発言あり

ましたら教えていただきたいということと、あと阿部貴美子委員からご指摘のありましたインパクトについては二宮委員ですね。もし補足などありましたら頂戴したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○米田委員 米田です。

助言の4番についてご質問、どのような影響かというお話なんですが、これはもしかするとメトロということ地下というふうに思われたかもしれないんですが、これ地下の部分と高架の部分がありまして、このKBAに影響する部分は高架の部分です。集団繁殖地、営巣地なので、その近くに高架の電車が通るということで騒音、振動、光、その他影響があり得るのか、KBAに近いけれども、KBAの実際の価値は鳥の繁殖ということで、鳥の繁殖に影響があるのかどうかということ、つまり営巣地がどこにあって、そちらの場所と線路の通るところの位置関係とか方向であったりとか、光であれば、そういうところをきちっと理解して影響をモニタリングしてほしいという意図で出しましたという説明でよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 取りあえず承りました。ありがとうございました。

二宮委員、どうぞ、先ほどの点もし対応がありましたら教えてください。二宮委員、聞こえますか。

○二宮委員 二宮です。聞こえますか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○二宮委員 ありがとうございます。阿部委員、ありがとうございます、ご質問。

今の社会配慮のところ、6番です。ここは特定の私が助言をしたのは、あるいくつかの、つまりポジティブとネガティブが相拮抗しているような評価のところがあったものですから、どういう点がポジティブでどういう点がネガティブかというところが、記述の一覧表の枠外に記述があって、その中で一部表現されている部分はあったんだけど、分かりにくいところもあったので、できる限りポジティブ、ネガティブの理由を示してくださいというふうにお願いしました。

というのは、ポジティブ、ネガティブ、それぞれ非常に一方に回答が偏って、非常に一方の回答が多くなっているところというのが、表の中でフラッシュをされてこういうような結果が出ているよということが分かりやすくまとめられていたんですけども、全体を見渡したときに非常に疑問に感じるような部分もあったので、その部分をできるだけ解消するよという意図でのお願いでした。ですので、この項目、この項目というよりは、全体的に見渡してもう一度確認をしてくださいというような意味です。

それから、ついでにすみません、先ほど林委員からのご質問の、1番のところをどこの項目にというようなところがあったと思います。これは全体のガイドラインを運用するとき、例えばこの部分の問題意識が一番最後の助言とも関係するんですけども、ステークホルダー協議を複数回開催して下さっているんですけども、最初の協議、これはコロナの真ただ中ということもあったんですけども、非常に参加人数が少ないのと、ジェンダーバランスが非常に偏っていたということがありました。その中でDFRの中で、女性のステークホルダーの方がなかなか発言がしづらいというようなことを、調査団の方にいろいろと調べていただいた結果、そういう声があるということが書かれていたものですから、そうであるならば、ジェンダーはバランスをする必要があるという考え方の下にガイドラインというのは、ジェンダーバランスを考えたステークホルダー協議を求

めているわけですが、実際には事業が行われている地域の社会規範などによっては、そこがそのまま当てはまらない部分もあるということが感じられたものですから、むしろ全体のガイドラインの運用の中で、こういうことを今後意識して運用していく必要があるのではないかという問題意識の下に、ここに位置づけております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今、後のほうでありましたけれども、1番と2番の助言1と助言2の場所ですけれども、田辺主査、いかがでしょうか。1番を社会配慮に入れる、あるいは2番を代替案の検討という形でくくるということも一つの考え方かと思えますけれども、いかがでしょうか、田辺主査のご意見をいただければと思えますけれども。

○田辺委員 二宮委員、長谷川委員がよろしければ、そのような形で良いと思えます。

○原嶋委員長 二宮委員、長谷川委員、いかがでしょうか。1番を社会配慮の中の今の6番の前に入れるということと、2番を代替案の検討という形でくくるということですのでけれども、長谷川委員、二宮委員、いかがでしょうか。

○二宮委員 よろしいですか。二宮です。

○原嶋委員長 どうぞ。

○二宮委員 私は特にここにこだわってはいませんので、助言案として社会配慮のほう収まりがいいという合意が全体会で取られれば、それでよろしいと思えます。

○長谷川委員 長谷川ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 林副委員長、ありがとうございます。

助言の2ですけれども、私の勘違いかもしれませんが、ドラフトファイナルレポートのワーキンググループでJICAのほうからいただくコメント質問表の区分けの中に、代替案検討という分類が確かなかったと思うんですよ。それで仕方なく全体事項に入れさせてもらって、もう一つあった区分けはその他だったんで、そちらでもいいのかなと思ったんですけれども、区分けがなかったんでここに入れましたと。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

○長谷川委員 もう一つごめんなさい。さっきのアンゴラの案件のほうも、全体事項のほうに確か代替案検討というのは入っていたようで、私が疑問に思ったのは、今さっき私が言ったように、スコーピングのときには代替案検討という分類がある。それからドラフトファイナルのときにはそれははないという、何かそういったルールがJICA側さんでお持ちなのかどうか、この辺も確認しながら、そんなことはないよということであれば、新たに代替案検討という項目を設けてそちらへ回っても全然私は構わないと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 多分あると思えます。後ほど説明していただきます。

貝増委員、聞こえますか。関連でしょうか。もし発言、どうぞ。

○貝増委員 関連じゃないんですけれども、質問で聞きたいことがあったのが、助言案の8番のところ48世帯が既に住民移転が行われているということで、これ資料とかを見ると区間が1号線と2

号線とあるんですけれども、場所的にはどちらのほうに当たるのかなというふうなことで、あとそもそもなぜこういうふう最初にもう工事が始まる前、調査が始まる前に住民移転が行われてしまったのかなというところのそもそもを質問したいと思います。これは調査団かJICAの方をお願いしたいと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、助言7と8についてはまとめて議論させていただき、今、代替案の検討の項目の取り扱いについて説明をお願いしていいですか。

○高橋 JICA審査部の高橋でございます。

長谷川委員から補足いただいたとおりで、DFR段階の回答表に代替案の検討という項目を設けていないため、全体事項の項に入れさせていただきました。

○原嶋委員長 それでは、ご提案いただいておりますので、1番については社会配慮に入れると、2番については現状のままという形でいかがでしょうか。林副委員長、いかがでしょうか。あと長谷川委員ですね。2番については2番を1番にして全体事項のままとして、1番については社会配慮に移すというのが一つの対応策かなと思っておりますので、もし何かご意見ありましたら頂戴したいと思います。

田辺主査、何かご意見ありましたらお願いします。

それで重要な点が7番と8番ですね。あと大深度地下の制度の問題について、まず簡単にご説明いただけますか。その後7番と8番について少しまとめて議論させていただきたいと思います。

○篠田 南アジア第一課の篠田と申します。小椋委員のご質問にご回答させていただければと思います。

まず訴訟ですけれども、訴訟の争点というところですが、実はこの訴訟の問題、ワーキンググループを28日に開催させていただきました。

○原嶋委員長 後ほどまとめて話していただいて、まず大深度地下の制度について。

○篠田 分かりました。地役権について、地下の法律なんですけれども、インドでは設定されておりません。他方で今回、協力準備調査団がこの点も技術的に検証して十分に、例えば、通りにボーリングマシンだとかそういったものが通るときに影響がないというのも確認しております。また、用地取得に関連しまして基本的に幹線道路の下を地下区間は通りますので、私有地になる部分というのは駅であったりとかそういったところになりますので、影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○原嶋委員長 小椋委員、一応承ってよろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、結構です。ご回答ありがとうございます。また後ほど訴訟の争点を聞かせてください。

以上です。

○原嶋委員長 7と8については少しまとめて議論させていただきたいと思いますので、まずここで一旦間を取りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○小椋委員 承知しました。

○原嶋委員長 それでは、7と8について田辺主査からご指摘がございましたし、あと小椋委員から

は訴訟の事実関係の指摘、あと松本委員からはガイドラインの事前という言葉の解釈との関連、そして貝増委員からは具体的なそのいきさつについてご質問がございました。まずJICA側のご説明を頂戴した後、少しまたご意見をいただきたいと思っておりますので、今のご質問に対応も含めて少し時間を取りますので、ゆっくりお願いしてよろしいですか。

○篠田 南アジア第一課、篠田でございます。改めましてありがとうございます。本日、課長の須之内はオンラインで参加させていただいております。

まず初めに、田辺主査、米田委員、長谷川委員、二宮委員、28日にワーキンググループで早急なご対応をいただきまして感謝申し上げます。インドという、EIAの作成や円借款部分の建設が先に進められている国力を持った国での環境社会配慮を、いかにやっていくのかというのを、ご議論いただいたというふうにしておりまして、助言案について対応が難しいため、JICAの対案を出させていただいているものではございますけれども、補償を早期に実施する方向で実施機関と合意をしております。主査及びワーキンググループの委員、JICAと同じ方向を向いているものというふうを考えておりまして、建設的な議論を期待しまして本日、こちらの見解を述べさせていただければと思います。

簡単に経緯をご説明をすることによって、貝増委員のご質問にも一部答えるものがあるかなというふうに思いますので、まず経緯と現状をご説明いたします。

本件はインド側の費用によって土木工事を進める区間で生じているもので、円借款部分ではないところで、インド側が一部既に工事を開始している部分があります。ですので、インド側の手続に基づいて公有地について本事業の実施を宣言したことを受けて、その用地にいた非正規住民が補償を支払う前に退去をしてしまったというものになります。退去はJICAの協力準備調査を実施する前に生じていまして、JICAはJICAガイドラインを適用して当該住民に対しても適切な対応を行うように、実施機関に申し入れております。

当初インド側は、国内手続に沿って実施したものであるという説明をしていたんですけれども、円借款の対象区間以外の区間であってもJICAガイドラインを遵守するということの重要性、必要性をJICAからもしっかり申し上げまして、ガイドラインに沿った対応をすると、補償を行うということを既に合意をしております。

実施機関は現在、JICAのレビュー結果を反映した補償方針、こちらを政府承認プロセスにかけておりまして、こちらが承認されましたら速やかに移転住民の追跡、確認、あと補償内容の説明、合意及び支払いの実施を行うと、そのための準備を今ビハール州政府のほうとも進めております。また、補償費についても既に政府承認がされて十分な予算が割り当てられているという状況にございます。今後は影響住民対応のために窓口設置を働きかけまして、JICAといたしましては、補償の支払いの進捗状況の定期報告、モニタリングをするといったことを、審査で合意してくるという予定にしております。

本件ガイドラインとの整合性、こちらのほうは後ほど審査部からより詳しくあるかとは思いますが、私からは、今回の対応のように、ガイドラインで乖離が認められた場合については、JICAは通常、乖離を埋めるための是正策を取って、必要な遡及的な対応について実施機関と合意を行うことになってございます。これはガイドライン上明確に規定されていないのですが、同等の水準を確保するとしている世銀のセーフガードポリシーですとか、ADBや国際金融機関と同

等の対応であると考えております。

世銀、ADBでのインドの事例を確認したところ、意思決定に先立って乖離内容を取りまとめて、遡及的な対応について合意をしたことはあるのですけれども、意思決定までに住民への支払いを開始するということが条件になっている事例は、ありませんでした。また、ADBのセーフガードポリシーでは、同様に乖離の確認及び乖離内容を埋める方策を合意することが規定されていますが、意思決定までに支払いが必要というような規定にはなっていませんでした。

本件でJICAによる今回の対応は、JICAガイドラインが大きな乖離がないことを確認する世銀のセーフガードポリシーや、ADB等の国際的なドナーの水準を満たしており、JICAガイドラインを遵守した対応であると考えております。いただきました田辺委員からのご提案の、JICAによる意思決定は、移転した住民に対する補償の支払いが開始され、支払いの努力がおおむね尽くされているものを確認した後に行うという点では、JICAガイドラインに定められたものではないとの認識です。具体的にはJICAガイドラインでは、LA調印前に補償支払いが開始されなければならないという規定にはなっていません。そして、補償支払いが開始されない限りLAに調印しないという対応は、世銀のセーフガードポリシーや国際的に定められた水準を超える内容なので、JICAとして受入れが難しいと考えてます。

見解といたしましては、現在実施機関としましてもJICAガイドラインを遵守した補償を行うことを既に合意をしております。早期の補償のために尽力している中で、ガイドラインを超える助言を伝えて遵守を迫ることによって、実施機関側との信頼関係を損ねてしまうことが懸念されます。

また、田辺委員からもご説明がございましたけれども、インド側による補償手続は、住民との合意形成や支払いに係る事務作業ということで一定の時間を要するというのが、これまで通例としてございます。実施機関としては、先ほど申し上げたように最速で手続を行っていて、さらなる加速要求というのは相応の反発が予想され、合意が極めて難しいというふうに考えております。

さらに、もっとひどい最悪の場合、インド側がJICA融資を断念して自己資金などでの実施に切り替えてしまうと、現時点で合意をしているガイドラインを遵守した対応というのも履行されないリスクが生じるのではないかと考えております。

以上を勘案して、今回、田辺委員からご助言をいただきましたので、JICAとしてはその助言案を最大限尊重しつつも努力目標とさせていただいて、可能な限り早期の補償の支払いを働きかけるとの対応を取るというのが、妥当であると考えております。当該箇所の助言につきましては、ガイドラインで求める水準を鑑み対案を出させていただいておりますけれども、移転した住民に対する補償の支払いに係る調整が開始するということとさせていただいて、住民に対する支払いの促進、また、実施機関に働きかける対応を取ることとさせていただきたいと考えております。

以上が事業部の見解ですけれども、松本委員からもご質問がいろいろありましたので、ガイドラインとの整合につきましては審査部のほうから引き続きお願いします。

○高橋 では、審査部からも補足させていただきます。

ガイドライン別紙1の8.(2)に、「補償は事前に、可能な限り再取得価格に基づき、行わなければならない」と記載がございます。この「可能な限り」というのが何に掛かっているのかということかと思えます。

本案件ではインド側の自己資金部分で、JICAが案件検討を始める前に、既に住民移転が発生し、

さらに工事も始まっているという状況です。この現状を見ると、ガイドラインの水準に沿った補償が行われていない状況で工事が進み住民移転も終わっているためガイドラインと乖離があると言われると思いますが、そのプロセスの中でインド側は国内法に基づきしっかりと補償手続きを行っており、後からJICAがプロジェクトを支援することになったため、JICAガイドラインに応じた補償水準を実現するため追加で補償をしてもらいたいとお願いしている状況です。

それでは、この状況をいつまでに是正しなければいけないのかという話であると思うんですけども、調印前に支払いの実施まで進めなければいけないということは、ガイドラインには必ずしも書かれておらず、ガイドライン違反ということではないと思っていますし、ガイドラインでは本案件のように相手国の自己資金で整備が進んでいる案件についてこういった対応を取るかということをは細かく規定していないと思います。

こうした状況を踏まえ、論点1.の最後で「今後のガイドライン改定においても本案件を踏まえて検討すべきである」というふうに結んでいただいておりますけれども、そういった議論もワーキンググループの中ではございました。

また、世銀、ADBなどベンチマークとすべきほかの国際機関の対応に関しましては、遡及的に状況を是正する措置を取ることと理解しています。それに倣って、JICAとしても早期の追加の補償支払いの実施を求めていくということになるかと思います。一方で、支払いの実施までの間、実施機関と補償支払いを担当する地方政府との調整などの手続が必要になってくることも確認しております。そういった中で、支払いの開始が行われるのを見届けるまでL/Aを調印すべきではないという判断は、難しいと考えてございまして、JICAとしては、審査において追加の補償方針をしっかりと合意し、また、支払い手続に向けたスケジュールも確認、合意してくることで良いのではないかと考えています。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

1点だけ、小椋委員からご指摘がありました訴訟のこの事実関係について簡単に。

○篠田 南アジア第一課、篠田でございます。

訴訟については、実はワーキンググループを開催しました日にちょうど情報として入ってきた話でして、訴訟の具体的な争点はまだ確認中です。大変申しわけないのですが、お答えできない状況でございます。

以上です。

○原嶋委員長 田辺主査、この複数の訴訟というのは、事実関係として田辺主査のほうではご確認されているということなんですか。

○田辺委員 いや、私のほうでは確認していませんので、JICAの情報に基づいてのみここは。

○原嶋委員長 場合によってはフェイクになっちゃう。

○田辺委員 訴訟があるということはJICA側としても確認したというふうに伺っています。

○原嶋委員長 そうですか。

○篠田 南アジア第一課、篠田です。田辺委員、ありがとうございます。

私どものほうで実施機関から確認した内容として訴訟が行われているということでございます。それを情報提供させていただいたということです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、一応、いろいろご指摘いただいた点は、一通りJICA側にもご説明をいただいたところでございますけれども、田辺主査、考え方として合意文書締結前に補償しろというのはちょっとどこにあるのか。むしろ逆にそうしてしまうとインド側は、JICAの側の支援があるということがないと、逆に補償の支払いはしないんじゃないか、通常しないんじゃないかと思うんですけれども。ちょっとそのあたり、理想的には早いほうがいいということは分かりますし、補償しろということも、これは多分異論のないところだと思いますけれども、タイミングの問題について、この合意文書締結時までというのは、むしろこれを条件づけてしまうとインド側は引いてしまうんじゃないですか。JICAの合意がないのにJICAのガイドラインに従った厚い補償をすることは、ちょっと常識的にはなかなか考えにくいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田辺委員 多分、その点についても含めて今JICAから説明したことについて、私の見解を述べさせていただきますと、まず今回インド側の自己資金でということではあるんですが、先ほど篠田さんからご説明があったように、ガイドラインがこの全線に適用されるということは相手側と合意しているということですので、まずインド側の自己資金だろうが自己資金じゃなかろうが、この既に移転してしまった事象ということにガイドラインが適用されるということは、事実としては事実なので、自己資金がどうこうという話は、あまり今のガイドラインを解釈するに当たって何か別枠で考えるという話ではないというふうに理解しています。

それから、このガイドラインの別紙1のタイミングというのは、それぞれ例えばモニタリング段階のこともあり、事前準備段階のこともあり、他方で移転後のこともあり、移転前のことも書かれているわけですが、今回の事前の補償というのは、明確に補償が支払われた後に移転が行われるべきという話になっているので、現段階でガイドラインの乖離があるということだと、このガイドラインの乖離に対してどのタイミングで是正を図っていくのかということについては、ガイドラインの中で融資決定後にそういった乖離が生じた場合というのは、先ほど篠田さんからご説明があったとおりですが、意思決定前においてどうこれを適用するのかというのは、ガイドラインの中には書かれてはいないものの、少なくともこのガイドラインを守ると、遵守するという観点から考えれば、意思決定の段階でこのガイドラインの乖離が生じている段階で融資をするというのは、適切ではないだろうと考えています。

それから、なお、ドナーとして日本が抜けられるというか、日本から借りなくて自己資金で生じる可能性というのは、それは可能性としては幾らでもいろいろな可能性はあるわけで、逆にインド資金、インド側でやるという可能性もそれはそれで生じるだろうと思いますし、インド側がきちんとJICAガイドラインを遵守したうえでJICAに融資を受けるという可能性もあるので、そこは何か一つの可能性が有力だというふうには考えていないということです。

以上です。

○原嶋委員長 小椋委員、聞こえますか。

○小椋委員 はい、小椋です。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○小椋委員 今しがたご説明を、あっ、ごめんなさい、田辺委員の前の事業部の方からご説明いただいたように、複数の訴訟が生じているということに関して、まだ争点だとか内容が分かっていないというような話もありますので、助言の7に関してここで助言確定するのは全くもって問題はな

いと思うんですけれども、これをフォローするような形で後づけでも結構ですので、どこかで私どもにお教えいただくようなことは可能なのでしょうかというか、教えてくださいというお願いです。

以上です。

○原嶋委員長 あと小椋委員、実務的に大変ご経験が豊富な立場で、今の支払い時期の取り扱いについて何かご意見といたしますか、助言をいただければ幸いなんですけれども、小椋委員、聞こえますか。

○小椋委員 これはセーフガードポリシーもそうなのか、世銀の、恐らく物理的な移転をされる前に補償金は支払いましょうというふうになっていると承知しております。ただ、一方で日本の場合は公共用地補償は、土地代で半分だったかな、登記の前に半分、登記後に半分みたいに、前金と後払いとを分けて払うというのが実務です。特に土地だけではなくて建物もそうです。前金を払って更地にした後、残金を払うというような形にはなっています。

ですから、補償が支払われる前に住民移転が行われていて、かつ、建物等がちゃんと残っていて補償対象物が残っているのであれば問題はないと思いますけれども、住民の方がどうやってそのお金をあがったのか、どうやって手払いされたのかなというのには疑問は残ります。そんなに潤沢に、失礼ながら持っていらっしゃるとは思わないので、その前後関係、時間軸についてはどうなのかなという疑問は残りますけれども、もう既に終わっちゃっているというのであればちゃんと補償をしてあげてくださいねというふうに、追認してもらえないと思います。

以上です。

○原嶋委員長 松本委員、どうぞ。松本委員、聞こえますか。

○松本委員 ありがとうございます。

やはり、全てがそうとは言いませんが、この結構重要な件だと思うんです。なぜならば今後日本の、正直言って日本のプレゼンスが落ちている中で何かをやりたいといったときに、既に現地のお金なり何か別のドナーでそうした移転とかも行われるようなことがあり、その後を引き受けるというようなことが仮に今後起きる可能性があると考えたときに、この事例というのは重要かなと、まず第一に思っているということ。

それから二つ目は、我々はどちらかというとガイドラインにのっとって見ていくということが私たちの役割だし、ガイドラインを見ればそういうふうにする意見もわかるけれども、私たちはインド政府と、つまり日本政府はインド政府と良い関係をつくりながら、国際社会の中でそれなりの位置を持ちながら、ガイドラインとぎりぎり整合性をつけながらやっているという、そういう立場もあるでしょう。要するに私たちがJICAの立場にすっかりすり寄る必要はないと思っていますし、できるだけJICAが助言委員会が出てきた助言を尊重して対応しているということは重要ですが、ただ、先ほどの篠田さんのお話を聞いていても、この案件に関わるいろいろな個別事情によって、これは許されるのではないだろうかという意見に聞こえたので、私はここはprior compensationという英語のJICAのガイドラインでもそう書いているので、既にもう事前ではないんですけれども、その趣旨を生かしたほうがいいというふうに思っています。

LA調印前にとはどこにも書いていないというのは確かにそうで、prior compensationというのは、実際には立ち退きの前にですから、既にpriorのタイミングは終わってしまっているのです、LA調印前だって既にもうpriorではないわけなんですけれども、そういう中でぎりぎり私たちは、どこまでそう

いうガイドラインの趣旨に沿った助言ができるのかと考えたときに、この今回、田辺委員のところにある8という書き方もあるし、もちろんできるだけ速やかにという書き方、もしくはJICA区間の着工前とか別の書き方もあるかもしれないんですが、私とすればこれに類する文言が8ポツにあったほうがいいと思います。これは篠田さんや高橋課長のお話を聞いても、まだやはり何らかのこうした、とにかくできるだけ早くやってほしいというところはここに書いておかないと、仮に異議申立が出たときに私たちの助言の在り方そのものも問われるというふうに考えました。

以上です。これは本当に意見なので、最終的に文言をいじるということであれば考えます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。大変バランスの取れたご意見ありがとうございます。ガイドラインと乖離していることは共通の認識です。ガイドラインの乖離を是正するという必要も共通の認識です。問題は、LAの前であるということを経験として明示することによって、それが実現不可能であったり、場合によってはインド政府がこの、多分一般的に言うと、先に払えとインド政府に言ったら、JICAが援助するということがはっきりしない前にJICAの水準で払えというのは、なかなか行動としては取りにくくて、引いてしまうんじゃないかという、そういった反射的な影響が心配されていまして。趣旨としては、できるだけ早くガイドラインの乖離を是正することについては、多分どの委員の方も異論はないので、問題はその支払い、LAの前ということなんですけれども、ほかの委員の皆さんは何かこの点でご意見ございますでしょうか。ほかの委員の方からご意見いただければ、問題は支払い時期を、松本委員からもありましたけれども、LAの調印前ということを確認している根拠はなくて、できるだけ早くということは、これは言うまでもないんですけれども、田辺委員はこの点にやや固執している面があるし、早いほうがいいということも異論はないんですけれども、その点ご意見ありましたら頂戴したいと思いますけれども、小椋委員、聞こえますか。

○小椋委員 はい。確かカンボジアだったか、事後補償をJICAさんがされたことは聞いたことがあるんです。ごめんなさい、事実関係を確認できていません。十何年前に私が専門家で赴いたときですけれども、それがJICAの環境社会配慮ガイドラインどおりになっていなかったのが補償金の追加の支払いをしたということは、聞いたことがあります。ですから今回の場合でも、インド政府あるいは州政府になるんですかね、もしガイドラインどおりになっていないのであれば追加補償で補うということは可能ではないかと思うんですが、そこは事業部あるいはJICA事務局にお聞きしたいところではあります。

○原嶋委員長 一応、補償はすることについては十分促しているのですが、今本当に最後の最後の違いは、LA調印前か後かと、ここだけなんです。ここだけなんです。

○小椋委員 なるほど、承知しました。

○原嶋委員長 ほかについてはもう。ほかのところ、松本委員が凄くきれいにまとめていただいているので、できるだけ早くガイドラインの乖離を是正して必要な補償をすると、それは多分ここにいる皆さん全く異論がないところですので。問題は、LA調印前にそれを条件づけることは、ガイドライン上あまり明確な根拠も見当たらないし、そうすることによってインド側は、JICAの支援がはっきりしない段階で自己資金を出すとかということについては、私がインド側だったらちょっと、どうにかそれ以降速やかにということはあると思う。同時にあるいはそれ以後速やかにということであればあると思うんですけれども、インド側はちょっとビジネス的には引いてしまうんじゃない

かという気もしているんですけども、問題はそこなんです。そこだけです。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 ありがとうございます。

委員長の今のお話は、ややちょっと政治的というか、インドが引いてしまうことを理由に我々が文言を考えるということについては、私とすればあまり適切じゃないんじゃないかなというふうには思います。

一方で、今の世銀のESSの前であったOP/BP4.12の時代は、この意味として、ここの部分の事前の意味として、移転住民の貧困化を防ぐためだったんです。つまり適切に移転できるようにタイムリーに補償を行うということが書かれていたわけで、実は一番重要なのは、我々の手続上何かの前ということがもはや難しいので、つまり実際に事が起きてしまっているのとすると次に起きるのは、この移転した住民たちが貧困化をしないためにということが必要で、その人たちが生活がもう苦しくなってしまうたら、それはたとえLAの前であってもアウトだと私は思っていて、その人たちのためにはならないというふうに思うので、一つはこれは田辺委員がここの文言でLAというところにこだわった理由は、もしかすると我々の意思決定ということがあると思うんですが、一方で、住民移転による弊害、問題を防ぐためということになれば、こうした移転した住民の生活苦を防ぐためにできるだけ速やかにというふうにはしか言えないかなというか、むしろそちらのほうが住民にとっては大事なことであって、既に住民が貧困化してしまっていたら、それは我々の助言も生かされないということになる。住民たちが貧困化する前がいつなのかは、最後、実施機関とJICAの中で詰めていただく。何かそれと関係のないラインを引いて、それより前ならいいと言うよりは、むしろそこを一つのラインにするというのもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今の点でいきますと、8番目の文章ですけども、「JICAによる意思決定は」云々というよりは、住民の貧困化を防止する観点から、できるだけ早く速やかに補償の支払いが開始されという、そういったこととつなげるということですね。

○松本委員 ここは田辺委員に意見を聞きたいです。

○田辺委員 多分ガイドラインの2の8の1をどう読むかという話かなと思います。環境レビューの結果を意思決定に反映するということが書かれていて、適切な環境社会配慮がなされない場合にはJICAは協力を実施しないということが、このJICAの意思決定として書かれているんです。通常であれば物理的な移転というのは起こっていないので、補償額とか補償協議をどうするという話になっているんですが、適切な環境社会配慮が現状なされていないということが明確な場合に、それが適切な環境社会配慮がなされない場合ということに含まれているというふうに私は考えているので、この意思決定というタイミングが重要だというふうに判断をしています。これをどう解釈するかというのはいろいろな解釈があると思うんですけども、少なくとも私の解釈は、この適切な環境社会配慮がなされない場合というのは、ガイドラインの先ほどの乖離を満たしているというふうに解釈をしています。

○原嶋委員長 解釈ですね。合意文書の前に確認しているということが、支払いが終わっているかどうかということと対応するということの方向性とか認識とか取り組みが進んでいるということ、

若干、田辺委員は比較的厳格に考えていらっしゃるって、全部終わっていないと許さないと、若干そういった厳しい言い方ですけども、運用上どうなんでしょうか。

○高橋 審査部高橋でございます。

ご指摘いただいた、ガイドライン2.8.1の解釈について、JICAと田辺委員をはじめ委員の先生方との間で違うところもあると思いますが、運用では補償支払いは住民移転の前までに実施することを求めておりL/A調印前に補償の支払いが進んでいることを確認できないと環境レビューを了とできないとはなっていないと思います。

先程述べたとおり、本案件はJICAが協力の検討を始める前からインド政府が自己資金で整備を始めており、インド政府とすれば、同国の国内法規に沿って必要な補償手続きを取ってきているとの認識でいると思います。我々としては、環境レビューの中で今後のJICAガイドライン水準に沿った追加の補償方針を合意し、支払いの早期の実施に向け働きかけていくというところで良いのではないかと考えています。

現在、助言の修正案が投影されていますが、論点にもJICAとしてもできる限り早く支払いが行われるよう働きかけていく旨を記載しており、事業部はその方針で審査を行う予定です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今現状、先ほど松本委員から大変バランスの取れたご意見を頂戴して、今8番目ですか、画面に出ておりますけれども、「住民の貧困化を防止する観点から、できるだけ速やかに移転した住民に対する補償の支払いが開始され、支払いの努力がおおむね尽くされていることを確認すること」、「確認すること」ですね。こういう形は一つの到達点、可能性のある到達点ということですけども、田辺主査、あるいはワーキンググループにご参加の委員の皆様、ご意見を頂戴したいと思います。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 短くします、もう5時になるので。

ただ、田辺委員から先ほど意見があったことも確かなので、例えばですが、またちょっと意見を言って申しわけありませんが、住民の貧困化が起きないタイミングで補償の支払いが完了する旨を先方政府と合意をすとか、要するに、いわゆるLAのサイドレターですよ。この最後に我々が一つ鍵と、今は知らないんですが、かつてはLAのサイドレターという呼び方をしましたが、サイドレターの中に条件が書かれることによってそれを確保するというのがあったと思うんですが、例えば田辺委員が確保のところにこだわりがあるし、それはそのとおりだと思うので、対する補償の支払いが完了、開始だとまずいんだと思うんですけども、起きないタイミングで補償の支払いを完了する旨を先方政府と合意すること、つまりこれはLAのサイドレターなりに盛り込んでおくことということなんですけど、これではいかがでしょうか。何か私、自分がJICAになった気分ですが、すみません、助言をする側としてこんなような。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○篠田 松本委員、ご意見ありがとうございます。南アジア第一課、篠田です。

ご提案いただいた点なんですけれども、今サイドレター等でこのような細かいものを合意をするというプラクティスにはなっていないのが現状です。今ご発言のあった、住民の貧困化が起きないタイミング、これ計るのが大変難しいと考えますが、こうならないように審査で早期の支払いを合

意をしてくるというところかなと考えております。具体的にどう先方に説明するのが結構難しいですが、早期とはいつのタイミングなのかなどを含めて、我々が審査に行くことによって先方と協議してアクションを促すというところなのかなというふうに思っております。

以上です。

○原嶋委員長 表現としてはいかがですか。ちょっと厳しいかな。先方政府と合意するという表現はちょっと厳しいですか。旨を先方政府に促すとか。

○篠田 ありがとうございます。

先方政府というよりもここは実施機関、先方イコール実施機関と合意をするということは、審査で合意するのと同義でございますので、対応できるかと思うんですけども、住民の貧困化が起きないタイミングでというのをどういうふうに解釈すれば良いかというところは、ちょっと頭をひねらないといけないなというふうに思います。

○原嶋委員長 どうぞ。

○須之内 JICA南アジア部の須之内です。すみません、今日はそちらに参加できなくて申しわけありません。

先ほど高橋も申し上げましたが、インド側は自己資金分についてはインド国内法でというふうに過去でやってしまったのは事実なんですよね。しかし、JICAは事業として一体でありということ为先方は理解し、JICAのガイドラインを適用して事後的にであっても過去にやってしまったことを取り返そう、取り組もうとしている状況です。他方で私、理解が間違っていれば指摘いただきたいんですが、移転した住民が、立ち退いた住民がどこにいるか分からないというのが現状だと理解して、その状況で実施機関としては、JICAの借款部分の住民と同等にしっかり補償したいと思っているにもかかわらず、その人たちが捜し出せないから事業を全部止めてしまえというのは言えない状況であると理解しています。

その上で松本委員の、住民の貧困化が起きないタイミングでというのは私もいい案だなと思う一方で、もし今立ち退いた住民がどうなっているかというのを分からない、把握できないとすると、やや達成すべき目標設定として難しいのかなと思ってしまいます。むしろ補償が支払われる前に行われた住民も、例えばですけども、本事業での用地取得住民移転と同等の対応ができるよう追求をしていくとか、そういったほうが現実的なのかなと思うんですが、もし見間違いであればお許しください。

○原嶋委員長 今、大きな論点は時期の問題がちょっと大きいところがございます、若干住民の貧困化が云々というところの解釈、幅があるところで捉えにくいところですけども、問題はLAの前・後というあまりにも明確過ぎるタイムリミットというのは、それによる反射的な悪影響があるというところが一番大きなところですので、それと今、松本委員からのご指摘の代替案ですね。代替案の日程、若干幅がありますけれども、どのあたりが受入れ可能か、ほかの委員の皆様、ご意見がありましたら頂戴したいと思います。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 LAの調印についての理由は先ほど述べたとおりで、ガイドラインの解釈だと思っているんですけども、これはかなりワーキンググループでも既に議論をしている中で、ワーキンググループとしてテキストは提示させていただいていて、本日の中で何か新しい点、覆る論点が出され

たかというところでもないかなと思いますので、これはオリジナルな文案で引き続きいかせていただければというふうに思っております。

○原嶋委員長 ワーキンググループにご参加の二宮委員、長谷川委員、米田委員、いかがでしょうか。ワーキンググループのご意見を尊重するということは大前提でありますけれども、先ほどの前の案件でもありましたけれども、全体会合でのご意見なども少しは考慮するということもありまして、そのあたりについてワーキンググループでご参加の皆様で何か、特にご議論にご参加いただいておりますので、今現状そのままにするというのと今画面にあるような形と二つの案が出ておりますけれども、ご意見をいただければと思いますけれども、二宮委員、長谷川委員、米田委員、いかがでしょうか。

○二宮委員 委員長、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 二宮です。ご議論ありがとうございます。

今日全体会合で今していただいた議論は、かなりワーキンググループでも尽くしてきた上で、もちろん新しいアイデアや観点を示していただいて、私も非常になるほどなと思ったんですけれども、なかなか結論に至らなくてワーキンググループの中でも、一枚岩でこの案でということではなかったもので、変な話、全体会合にちょっと助け船を求めるような気持ちもあって、一応仮の案でこの8の助言を示しました。

その過程で今、南アジア部の篠田さんからもお話がありました。なかなか現実難しいというものを助言案として残すことがどうかという議論が一つと、もう一つは、ワーキンググループのところでできることを追求して、できない無理なことは少し妥協をして、できることを整理して全体会合に出すのかと、しかし、それが非常にガイドラインの趣旨に合致するかどうかという非常に大きな議論である場合は、そこはできなくてもある程度原則に従って私どもが助言をするというのは、全部やってねという意味ではないのでという助言委員会の役割という点でも議論がありました。

ですので、そのところを勘案したうえで、あとはどこの点で合意できるかということじゃないかなというところがワーキンググループでの結論で、そこをワーキンググループとして十分な役割を果たせたかどうかということは、少しじくじたる思いはあるんですけれども、全体会合の中で少し多くの委員の方のご意見を伺おうと、そういうことでした。

その中でもう一つだけ、一つ重要だなと思ったところは、南アジア部の篠田さんがおっしゃった、実施機関との信頼関係をずっと時間をかけて築いてきたので、その中でその関係を信頼してその代わり後で、後でといいますか、その努力がどれだけ実を結んで結果が出たかということについて、例えば環境レビューの段階で助言委員会に報告していただくというような、あるいはモニタリングのところできちっとモニターしていくというような、そういうやり方もありますよねという、そういう議論もありました。それが最終的な結論には至らなかったんですけれども、その点のところも一つ今後の対応として考えられることかなというふうに思いました。

以上です。意見で申しわけございません。

○原嶋委員長 長谷川委員、いかが、長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 はい、聞こえます。

グループ内での議論は、今、二宮委員が言われたようなことであったと思いますが、ワーキング

グループも決して一枚岩ではなかったと思います。だからJICAの追記提案も出てきてしまったということなんです。

私自身のお話をすれば、追記提案というのがJICAさんから出てきておりましたけれども、あれに近いような意見を持っていました。この全体会で今あるような修正文に直ってきていますけれども、松本委員からは非常にいい意見も出されたんですが、先ほど誰かが言ったように、もう既に離れた移転された人々を把握して、タイミングはいつかみたいなどころまでいってしまうと、ますます泥沼に入ってしまうというか、やはり現実的には私は個人的には、最初JICAさんが出された追記提案あたりが落としどころとしてはいいかなというふうに思いました。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、いかがでしょうか。皆様いかがでしょうか。遠慮なくご発言いただければと思いますけれども。

田辺委員、一つ確認ですけれども、JICAの追記、今、長谷川委員からありましたけれども、追記提案についてはいかがなんでしょうか。「にかかる調整」という文言を加えるという追記提案については、田辺委員の考えはいかがなんでしょうか。

○田辺委員 冒頭申し上げたとおり、意思決定の前にガイドラインの乖離を埋めるか、埋めないかという大きな違いがあって、JICAに係る調整が開始されということになってしまうと、結局ガイドラインを満たさなくても意思決定は可能だというふうに解釈できてしまうので、この追記については結局最後まで平行のままだったんですけれども、ちょっと時間もすみません、かけるのもというのもありますんで、もう一つの提案は、以前スリランカのダムの場合何かであったように、ワーキンググループ、助言案の冒頭に、一部の委員からこういう提言があったというふうに書いた例があると思うんですが、そういう形でこの融資決定、意思決定前の趣旨が残る、この現状の提案が残るということであれば、まあやむを得ないかなというふうに思っております。

○原嶋委員長 今の点は、論点のほうでかなり明確に記録としては残せているのではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。二つ今、大きく分けて3つぐらいになりますけれども、このあたりでどこで納得するかと、了解するかということでもありますけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。田辺委員のご指摘の点は、論点のほうでかなり明確にご意見のいきさつ、固有名詞は出ていませんけれども、出ているかと思っておりますけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○松本委員 度々すみません、松本です。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○松本委員 議論の中でこの案をつくっていますけれども、原則ワーキンググループの意見を尊重というのが私は基本だと思っていますんで、今の田辺委員、長谷川委員、二宮委員の意見を伺うにつけ、私自身は原案ですということにも異論はありません。

ただ、自分として何を考えているかというのと、どうしたらガイドラインの不遵守ではないか、つまり、助言委員会が一番大きい役割はそこだと思っていますので、何をしたら、例えば異議を申立られても、これは遵守しているよねというふうに言えるかどうかという判断で考えているので、そういう意味でいったらこの最初の案でももちろん、これをやったことによってできる限りのことはやったということかと思っておりますので、私はワーキンググループの意見を尊重ということでも全く構

いません。

○原嶋委員長 問題は、ガイドラインの不順守を改善するという点については異論はないんですよ。ただ、LAの前ということに条件づけてしまうということが、今後のケースでもそうだと思いますけれども、反射的に悪影響が出る可能性は否定できなくて、そこは一つの意見ではあるかと思いますが、そこまではっきりとガイドラインには書いていませんし、それによる反射的な悪影響も懸念されていますので、そこだけなんですよね。

田辺委員、いかがですか。そこら辺は折り合うことはできませんか。LAの前ということが、できるだけ速やかにという言葉が一つの案として出ていますけれども、そこは折り合うことはできませんか。LAの前ということに固執されるのかされないのかの最終的にはそこだけです。

○田辺委員 ガイドラインの説明、LAに固執するというか、LAのところ、調印、意思決定のところにこの件が書かれているので、これを書いているんですけども、なので、一部の委員からJICAによる意思決定の後に行うべきとの指摘があるということがこの助言に入っていれば、私はそれでも構いません。

○原嶋委員長 ご担当のほう、何かご意見、そこ、LAの締結というタイミングによる影響はちょっと心配されるんですけども、今、田辺委員からのご指摘ですとJICA修正案でもいいと、ただしLA締結前が望ましいとの意見があったということをお助言本文に書くということですか。

○田辺委員 そうですね。

○原嶋委員長 助言の本文、論点ではいけない。それは許されないわけ。論点、今、論点にはかなり明確に書いていただいているんですけども、論点では許されない。

○田辺委員 多分環境レビューの中で論点の扱いと、この助言の扱いというのは、だいぶ異なっているかなと思いますんで、環境レビュー方針のところにきちんと記載いただきたいということです、趣旨としては。論点の中の意見というのは、あまり環境レビュー方針の中でそこがきちんと記載される形にはならないというふうに理解しています。

○原嶋委員長 もしそういうご提案であれば、JICA修正案でもご理解いただけるということでしょうか。

○田辺委員 はい、そうです。この助言の本文としてはJICA修正案で決定いただいて、ただし、一部の委員から、補償支払いをJICAによる意思決定前に概ね尽くされているということを確認した後にいうことを、だからその文章が注でもいいですし、本文の中で入れられるのであれば、そのような形で記載いただければと思います。

○原嶋委員長 すみません、くれぐれもほかの委員の皆様も含めまして、今、大きな意見の違いと申しますか、確認すべきところは、ガイドラインに従っていないという部分についてできるだけ早く是正する、つまり追加的な補償を実施するという点については皆様同意されています。ただ問題は、LAというか合意締結前ということをお明確に条件づけてそれを求めるのか求めないのか。求めることによって今後の先行事例にもなってしまいますし、先ほど松本委員からやや政治的だのご指摘がありましたけれども、実際の融資とか資金供与の中でそうしてしまうことには、悪影響って若干あるんじゃないかという懸念もしております。ガイドラインでははっきり書いていないということは田辺委員もご理解いただいておりますので、そこについて意見が若干齟齬と申しますか、食い違いがあると、そういうことでございます。

もしほかの委員の皆様、ご意見ありましたら遠慮なくいただきますので、今最終的な文案、原案のファイナライズをしておりますけれども、ご意見ありましたら全般的に頂戴しますので、サインを送ってください。

JICAのほうに確認ですけれども、全く一切補償を払っていないんですか。みんなどこかへ行っちゃって全然払っていないということですか。ゼロってことですか。あるいは一部払っていて。

○篠田 いえ、今、住民は移動してしまったので、支払いはできていません。ただ、住民への支払いをするためにもビハール州政府の承認等が必要になるので、その承認を取ろうとしているところです。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 今、JICAに注のテキストをいただきましたが、私はこれで異論はありません。これで本文というか、助言8としてはJICA案を採用いただいて、この注がここに含まれていれば、これで異論はございません。

○原嶋委員長 ワーキンググループにご参加の委員の皆様も、時間も限られておりますので、もし異論などありましたらご発言いただきたいと思います。

○二宮委員 よろしいですか。私もこの案で特に異論はございません。

以上です。

○原嶋委員長 高橋課長、どうぞ。

○高橋 恐縮です。JICA審査部の高橋です。

田辺主査、こちらの修正案でご了解いただいたということでありありがとうございます。事務局の立場から申し上げますと、JICAの追記提案が残ったままセットされることは本来望ましくないと思っていましたので、一つの案にさせていただいたことは有難く思います。環境レビュー方針でも、こちらを踏まえてしっかりと対応してくるということになろうと思います。

また、住民移転の世帯数が53となっておりますが、ワーキンググループ会合の際は48と報告しておりました。これは我々の確認ミスであり失礼いたしました。念のため、この場でも発言させていただきます。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、今画面に出ておりますけれども、須之内さん。

○須之内 南アジア部の須之内です。1点いいですか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○須之内 注書きについては、先ほど委員長からお話があったように、ガイドラインとちょっと乖離というかが発見されたということで、それは認めた上で私は継続議論ということになったのだ理解しています。だとすると、その話は当然やりつつも、要は乖離をどう埋めるかとかいう話を議論が別途続く中で、ないし、まだ現時点としてはできない中で、委員の意見はもちろん尊重されるべきなんですけど、それを助言の中でこういう形で特出しするのが適切なのか、ごめんなさい、助言ではない。この中で触れるというのが適切なのかというのは、ちょっと一見さんの私が申し上げるべきではないかもしれませんが、違和感を感じました。その点についてはどうなんでしょうか。

○原嶋委員長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 先ほど申し上げましたが、過去の事例としてはスリランカの案件であったということ

かなと思います。注というか冒頭で、もう少しそういった一部の委員からの意見と、助言というのが、両方書かれるという事例はあったかなと思います。

以上です。

○須之内 分かりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ちょっと時間も押してしまって大変恐縮ですが、今のような形でもう一度最終的にメールで回覧して確認ということになりますけれども、支払いに係る調整を開始するということと、ただしながら、一部委員からLA調印のタイミングということについての強いご指摘があったということを確認するという形でいかがでしょうか。あとほかは場所が1か所変わったんですかね。それがありますので、それで助言文は確定ということにさせていただきたいと思いますが、田辺主査をはじめ皆様、いかがでしょうか。誤字脱字などの心配もありますので、もう一度メールで確認させていただくということが前提でありますけれども、今画面にあるような形で助言文を確定させていただきたいと存じます。もしご意見ありましたら頂戴しますけれども、いかがでしょうか。

田辺委員、しぶしぶながらかもしれませんが、ご了解いただいてよろしいでしょうか。

○田辺委員 はい、ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、一応画面のとおりに確定させていただきまして、これをもって本件締めくくりとさせていただきます。どうも篠田さん、ありがとうございました。田辺主査、どうもありがとうございました。

○田辺委員 ありがとうございました、長い間。

○原嶋委員長 それでは、最後ですかね。ちょっと時間も押していますので、何かそのほか。

○小島 審査部の小島です。短く。

次回の全体会合のスケジュールが12月2日、金曜日、同じく午後2時からとなっております。年末差し迫ってきましたが、ご参加のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、最後になりますけれども、何かご発言ありましたら頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変長引いてしまって大変恐縮です。大変活発なご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

一応これをもって142回全体会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

17:26閉会